

令和7年度

学校教育実践の手引

香川県教育委員会

目 次

- ◇ 本県教育の基本理念 1
- ◇ 本県教育の重点項目と基本的方向 1
- ◇ 本年度の重点
 - 【一人一人の子どもに確かな学力を】～全教職員で～ . . . 4
 - 【豊かな人間性】～全教職員で～ . . . 5
 - 【未来を支える健やかな体づくり】～全教職員で～ . . . 6

■提言 一個別最適な学びと協働的な学びの 一体的な充実へ . . . 7

第1章 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

- 1 言語活動の充実と読書活動の推進 . . . 10
- 2 ICT を活用した教育の推進 11
- 3 幼児期の教育の推進
就学前教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続 . . . 12
- 4 特別支援教育の推進
組織的な指導・支援を行うための校(園)内体制の整備 . . . 14
教育的ニーズに応じた指導・支援の充実 . . . 15
保護者や地域への理解の促進と関係機関との連携 . . . 16
- 5 各教科等の指導の充実
 - 小：国語 中：国語 18
 - 小：社会 中：社会 20
 - 小：算数 中：数学 22
 - 小：理科 中：理科 24
 - 小：音楽 中：音楽 26
 - 小：図画工作 中：美術 28
 - 小：生活 30
 - 中：技術・家庭 技術分野 31
 - 小：家庭 中：技術・家庭 家庭分野 . . . 32
 - 小：体育 中：保健体育 34
 - 小：外国語活動・外国語 中：外国語 . . . 36
 - 小中：特別の教科道徳 38
 - 小中：総合的な学習の時間 39
 - 小中：特別活動 40

第2章 豊かな心、多様性を尊重する心の育成 共感的理解に基づく生徒指導の充実

- 1 道徳教育の充実 42
「特別の教科 道徳」の評価について . . . 43
- 2 自己指導能力の獲得を支える生徒指導 . . . 44
- 3 体験活動等の推進 45
- 4 文化芸術活動の充実 46
- 5 環境教育の推進 46
- 6 人権・同和教育の推進 47
- 7 いじめや暴力の未然防止 50
- 8 不登校児童生徒への支援 51
- 9 インターネットの適正利用と
ネット・ゲーム依存予防対策の推進 . . . 52

第3章 未来を支える健やかな体づくりの推進

- 1 体力づくりの推進 54
- 2 健康教育の推進 55
- 3 食育の推進 56

第4章 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

- 1 ふるさと教育の推進 58
- 2 キャリア教育の推進 59
- 3 国際理解教育の推進 60

第5章 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

- 1 学校の安全・安心の強化 62
- 2 教員の資質能力の向上 64
- 3 地域とともにある学校づくりの推進 . . . 66

◇ 指導資料一覧 68

◇ 本県教育の基本理念

郷土を愛し 夢と志を持って自ら学び 歩み続ける人づくり

～自立・協働・創造を支える香川の教育～

◇ 本県教育の重点項目と基本的方向

学力の育成

確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

個に応じたきめ細かな指導と、個を活かした協働的な学びを一体的に進めるとともに、少人数学級や専科指導の拡充による指導体制を生かし、基礎的・基本的な知識・技能と、思考力、判断力、表現力等を総合的に育みます。

特に、すべての教科等の基盤となる読解力の育成を重視します。また、ICTを活用する力や外国語でコミュニケーションを図る力などの現代社会に求められている力を育成します。

このような力を確実に育てるために、幼児期から小・中学校、高校への円滑な接続や特別支援学校との連携を図り、一人ひとりの特性に応じた教育を推進します。

心の育成

豊かな心、多様性を尊重する心の育成

豊かな心を育むため、「特別の教科 道徳」の時間の授業改善を核に、学校の教育活動全体を通じて、人間としてよりよく生きるための基盤となる社会性や道徳性を養うとともに、優れた文化や芸術にふれることで、感性を磨き、豊かな情操を培います。また、体験活動や奉仕活動など他者と交流する機会の充実を通して、自己肯定感・自己有用感を育成します。

教育活動全体を通じて、同和問題をはじめ障害者や外国人、LGBT等の人権課題の学習に取り組むことにより、多様性を尊重する人権教育を推進します。

共感的理解に基づく生徒指導の充実

暴力、いじめなど問題行動の未然防止や早期対応等のための体制づくりに努め、共感的に受け止め、チームの力で、毅然と粘り強い生徒指導を徹底するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援ネットワークの構築を進めます。また、家庭におけるルールづくりの促進など、インターネットの適正利用の推進に取り組めます。

体の育成

未来を支える健やかな体づくりの推進

体力づくりの取組みの軸として、さぬきっ子チャレンジカードを積極的に活用し、健康でたくましく生きるための基礎となる体力を育み、積極的に運動に親しむ態度や能力を育成します。

また、アレルギー疾患や新型コロナウイルス感染症、インターネットの過度な利用や性に関する問題など、これらの健康課題に関心を持ち、望ましい生活習慣の確立が図られるよう、学校教育全体を通じて、成長していく自分の心や体に向き合い、自己の健康管理ができる能力を育成します。

食育では、食に関する正しい理解と望ましい食習慣が身に付くよう、栄養教諭らと教職員が連携し、学校教育全体を通じて指導を行うとともに、栄養士会など外部の食の専門家を活用して指導内容の充実を図ります。

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

郷土を支える教育の推進

小・中学校、高校での発達段階に応じ、郷土を学びの対象とした学習の充実を図り、郷土に対する理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育み、郷土の発展に主体的に参加する意欲や態度を養います。

社会をよくするために自分がすべきことを主体的に考え、政治や選挙に対する理解や参加意識を高めるなど主権者教育の一層の充実をはじめ、消費者教育や金融教育、租税教育など社会に参画する力の育成を図ります。

体系的なキャリア教育を推進し、子どもたちが自らの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択する力や意欲的な態度を育成します。また、地域に根差した職業教育や就職支援の充実、職場定着へのサポートに努めます。

地域を担うグローバル人材の育成

地域を深く学ぶことを基礎として、語学力やコミュニケーション能力、情報活用能力の養成とともに国際理解の一層の向上を図り、グローバルな感覚と素養を持った地域人材の育成を図っていきます。

学校における総合的な学習（探究）の時間などの教科等横断的な学習や、県主催の課題解決型ワークショップの充実を図るとともに、地元自治体や大学、企業等と連携・協力し、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえながら、地域課題解決能力を育成します。

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

安全で安心できる学校づくり

子どもたちの事故や犯罪に対する安全意識や防災意識を向上させるために、学校安全計画等に基づき、学校教育全体で安全対策に取り組みます。また、感染症や災害の発生による臨時休業等により、児童生徒が登校できない場合にも学びを保障するため、児童生徒の学習習慣の確立などに取り組むとともに、オンライン学習等を可能とするためのICT環境の整備や活用を積極的に推進します。

さらに学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や防災機能強化、新たな感染症等を予防するための衛生環境の推進を図り、教育環境の安全・安心の確保と向上に努めます。

また、就学支援の着実な実施や、多様なニーズに対応した教育機会の提供に努めます。

教職員の資質・能力の向上

優れた人材の確保や熟練教員の指導技術の継承を図り、自らの指導力を高め、さまざまな課題に適切に対応でき、信頼される質の高い教員を養成します。

また、学校における働き方改革をより一層推進するとともに、指導体制の充実などを図り、質の高い教育環境を整備します。

信頼され魅力ある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、住民や保護者等の学校運営への参画を促し、地域と連携・協働する学校づくりを進めます。

また、高校においては、地域や企業等と連携した学校行事や地域課題探究学習、リーディングスクールにおける教育プログラムの研究開発などを行うとともに、県内外への情報発信の充実を図り、それぞれの学校の特色化・魅力化を推進します。

家庭や地域での学びの環境づくり

家庭・地域の教育力の向上

保護者が子育てを通して自らも成長できるよう、保護者に対する就学前からの家庭教育の啓発や、関係機関と連携して保護者が気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、子どもは地域の中で生まれ健やかに成長していくことから、学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもの体験活動や交流活動の充実に向けた取り組みを行うなど、それぞれの地域の実情に応じた「学校を核とした地域づくり」を促進します。

いつでも学べる環境づくり

子どもの読書への関心を高め読書習慣を形成するために、家庭、地域、学校等が連携し、保護者への啓発活動など発達段階に応じた効果的な取り組みを進めるとともに、障害等の有無にかかわらず、だれもが読書活動を楽しめるような環境の整備を進めます。

また、県民一人ひとりが、自らの意思で、いつでも自由に学習することができるよう、学習機会の拡充を図るとともに、積極的な情報提供や環境整備を進めます。

スポーツの振興

多様なスポーツ環境づくり

身近な場所でライフステージに応じた多様なスポーツ活動を実践できるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援や指導者の養成、スポーツに親しむ機会の提供、スポーツ施設の充実など、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。

スポーツ競技力の向上

国民体育大会などの全国大会やオリンピックなどの国際大会で活躍できるトップアスリートの育成・強化を図るとともに、各競技団体等と連携し、発掘したタレントを日本代表へとつなぐ一貫指導体制を充実させ、競技力の向上をめざします。

本年度の重点

一人一人の子どもに確かな学力を ～全教職員で～

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図るために、「授業づくりの三訓」を心構えとし、全教職員で一人一人の子どもに確かな学力の育成と個に応じた教育を推進しましょう。

※「これからの『さめきの教員』に求められる授業づくりの三訓と2つの柱（リーフレット）」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/28696/leaf.pdf>



「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが大切です。

「個別最適な学び」



「協働的な学び」

授業改善の視点

学習環境

子どもが、自ら学習を調整しながら学ぶことができるよう、ICTを活用するなど学習環境を工夫する。



学びがいのある課題設定

知的好奇心を喚起し、主体的に考える姿勢を育むことができるよう、子どもにとって学びがいのある課題となるよう工夫する。

自己選択・自己決定

個々の子どもにとって最適な学びとなるよう、学習教材や問題、解決方法、学習形態など、多様な自己選択・自己決定の場を工夫する。



学びの過程の振り返り

子どもが、自身の伸びを実感したり、見通しをもったりできるよう、振り返りの目的を確認したり、振り返りの内容やタイミングを工夫したりする。



授業づくりの三訓 ～授業改善の際の教師の心構え～

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
子どもが「なんで?」「どうして?」と疑問を抱くような導入が考えられます。その際、どのようなしかけが必要ですか。しかけた後、子どもの反応を見ながら、待つ姿勢を大切にしましょう。	子どもが協働的な学びを進めるために、どのように発問し、どのような学習環境を整えますか。子どもが語り合い、協働的に学習に臨めるようにファシリテートしましょう。 	目に見える、見えないにかかわらず、子どもが努力したことを捉えて、どのように関わりますか。授業を通して子どもの自己有用感を高め、次の学習への意欲付けにつなげましょう。

豊かな人間性 ～全教職員で～

「さぬきの教員 かかわりの三訓」を児童生徒へのかかわりの基本姿勢とし、児童生徒の自己有用感の育成を目指した取組を全教職員で推進していきましょう。

「さぬきの教員 かかわりの三訓」による共通実践

一 共感的に受け止め

- 児童生徒の話を、寄り添う姿勢で最後まで聴く。

CHECK! 一人一人の様子を見取りながら、ありのままの声を聴いていますか？

二 チームの力で

- 一人の児童生徒により多くの教職員がかかわる。

CHECK! 全教職員がそれぞれの役割を意識し、組織的に実践できていますか？

三 毅然と粘り強く

- 学校の教育目標に照らして、一貫した指導をする。

CHECK! 目指す児童生徒の姿を意識し、見通しをもって、粘り強くかかわることができていますか？



CHECK! の詳細については、①～③の資料を参照（県教委HPに掲載）

- ① 「子どもは待っています 先生のあたたかい手を」
- ② 「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも」
- ③ 「自己有用感を高める3つの視点」

①



②



③



児童生徒同士の「絆」づくりのために

- **見通しと振り返りの場を保障する。**

期待する児童生徒の姿

例) 「これまで、みんなで築いてきた学級や学校の雰囲気をもっとよくなってほしい。」
「あの時、私は〇〇さんに励まされ、支えられたからこそ、今の自分がある。」

- **成長を信じて、任せる。**

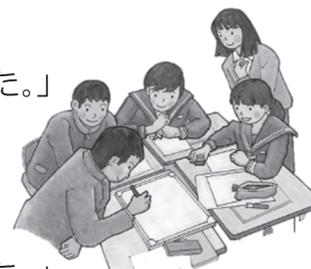
期待する児童生徒の姿

例) 「初めて自分たちの力だけで、最後までやり遂げることができた。」
「意見が分かれても、納得するまでみんなと話し合えた。」

- **過程を認める。**

期待する児童生徒の姿

例) 「〇〇さんの意見は、私たちの気持ちが変わるきっかけになった。」
「自分の考えを話し合いに生かすことができてうれしかった。」



「未来を支える健やかな体づくり」～全教職員で～

健康でたくましく生きるための基礎となる体力をはぐくむとともに、生涯にわたって健やかな心身の健康を保持増進していくために、望ましい生活習慣の定着や食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「体力づくり」「健康教育」「食育」の取組を、全教職員で推進していきましょう。

体力づくりの推進に向けて

体力の向上に向け、教育活動全体や実生活を通して、体育活動が計画的・継続的に実践される指導計画を工夫し、発達の段階を踏まえて基礎的な体力の向上を図りましょう。

指導のポイント

- **体育科、保健体育科の授業充実**
 - ・各種の運動を適切に行うことにより、その結果として体力の向上を図ることができるようにする。
- **家庭や地域との連携**
 - ・家庭や地域と連携して、スポーツ活動に主体的に取り組むことができるようにする。

健康教育の推進に向けて

心身の健康を保持増進していくために、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、生涯にわたって自らの健康を管理し、改善していく力が身に付くようにしましょう。

指導のポイント

- **学校保健に関する校内体制の充実**
 - ・全ての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制を整備し、連携して取り組む。
- **生涯にわたり健康な生活の実践力を育てる保健教育の充実**
 - ・教育活動全体を通して保健教育を充実し、生涯にわたり健康な生活の実践力を育成する。

食育の推進に向けて

発達の段階に応じて、食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の充実を図りながら、学校における食育を一層推進しましょう。

指導のポイント

- **学校教育活動全体を通じて行う食に関する指導の充実**
 - ・食育推進体制を整備し、組織的な取組により、食に関わる資質・能力の育成に努める。
- **安全性の確保と教材としての学校給食の充実**
 - ・衛生面に配慮し、バランスのとれた食事の摂取を通して、自己管理能力の育成に努める。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実へ

普段教え込みの指導を受けている児童生徒に、ある日突然、「友達と協力して、問題解決の過程を大切にしながら問題を解決しよう」と言われても、「学び方」を学んでいない子どもたちだけで、学びを進めていくことはできません。教師主導で学習のサイクルをまわす授業スタイルから、子どもたちが自分の意志で自己調整をしながら学習のサイクルをまわすことができるように、少しずつ授業を転換していく必要があります。そのような過程を経て、自ら計画を立て、学んで、その進捗をメタ認知しながら学習を進められる子どもを育成していくことが今、求められていると言えるのではないのでしょうか。

そのための1つの方法として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が挙げられます。普段の授業の中で、教科の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが大切です。

1 「個別最適な学び」と「協働的な学び」は文部科学省の資料で次のようにまとめられています。

「個別最適な学び」「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念

- 「指導の個別化」：教師が支援の必要な子供により重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなど
- 「学習の個性化」：教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

「協働的な学び」

探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する

(「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和3年3月版)」、文部科学省)

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業づくりのポイント

「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を実現させるためには、子どもたちが「考えたい」「他の子の考えを聞きたい(話し合いたい)」「自分の考えを発言したい」と感じることができるような教師の「しかけ」や、子どもたちの対話が深まるような教師のファシリテート、取組の姿勢や成果等について、教師が子どもを認め励ましたり、子ども同士が相互に認め励まし合ったりすることが大切になってきます。つまり、子どもが主語となって学んでいけるように、「授業づくりの三訓」を踏まえた授業改善を進めていくことがポイントになります。授業改善を進めていく際の視点として次の4つが考えられます。

- ①学習環境
- ②学びがいのある課題設定
- ③自己選択・自己決定
- ④学びの過程の振り返り

何でだろう？

〇〇であって
るかな？



私は〇〇
だと思
うけど、
皆はど
うだ
ろう？

私と違う考えだ!詳し
く聞いてみたいな。

Aさんの考えも生
かしてもう一度考
えてみたいな。



① 学習環境

子どもたちが自分の意志で学びたい課題や学ぶ方法等を選択・決定したり、学びを振り返って次の見通しを立てたりするなど、自らの学びを調整しながら学ぶことができるようにするためには、次のような学習環境を必要に応じて整備していくことが重要となります。

【学習環境の例】

- 児童生徒が違いを認めて協力し合える学級づくり
- 自ら学び直し（学習の調整）や、発展的な学習に取り組めるような時間の確保
- 児童生徒が日常的にICTを活用することができる環境
- 本時の学習と日常生活を関連付けられるような掲示や教具の教室設置
- 異学年間の学びや他の学校の児童生徒との学び合い、地域の方々や多様な専門家と協働的に学ぶことができる機会の確保



② 学びがいのある課題設定

教師が考えさせたい課題を一方向的に提示するのではなく、子どもの知的好奇心を喚起するような課題を子どもたちと一緒に生み出すなど、子どもの「解決したい」という思いや願いを引き出し、子どもにとって学びがいのある課題を設定することが重要となります。

【学びがいのある課題設定の例】

- 実社会や実生活における子どもたちの疑問から生まれた課題
- 前時の振り返り等で表出された子どものつぶやきから生まれた課題
- 少し困難だが「学んだことを活用すればできそう！」と感ずることができるような課題
- 子どもの「当たり前」が揺さぶられる課題



③ 自己選択・自己決定

全員が同じ道筋で学習するのではなく、子ども自らが課題を決める、課題解決に向けて学習の順序を考える、学習の方法を自分で選ぶなど、学習教材や問題、解決方法、学習形態など多様な自己選択・自己決定の場面を保障することが重要となります。

【学習の中で子どもが選択できる場面の例】

- 学習教材や問題の選択
例) 解きたい練習問題を選ぶ
- 学習形態の選択
例) 個で、ペアで、集団で考える
- 個の適性に沿った学び方の選択
例) 認知スタイルに沿ったワークシート等を選択する
- 解決方法の選択
例) 実験方法を構想し、行う
- 時間設定の選択
例) どこに時間をかけるか調整する



④ 学びの過程の振り返り

子どもが見通しをもって課題解決に取り組もうとするなど、次の学びへの意欲を高めるためには、教師の見取りだけではなく、子ども自身が、自分の学びを振り返り把握すること（メタ認知）が重要となります。また、伸び（成長）の実感を促すためにも、振り返りの目的を確認したり、振り返りの内容やタイミングを工夫したりするなど、充実した振り返りができるように働きかけることが大切です。

【振り返りの視点の例】

- 学習内容・・・何が分かった（分からない）のか
何ができるようになった（できない）のか
- 学習過程（学び方）・・・何に着目し、どのように考えたのか
誰と交流し、どのような視点で解決方法を得たのか
- 自己の変容・課題の発見・・・自己の成長に何が必要なのか
次にどのような学びに挑戦したいのか



第1章

確かな学力の育成と 個に応じた教育の推進

1 言語活動の充実と読書活動の推進

学習の基盤となる言語に関する資質・能力の育成を重視し、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせるため、国語科はもとより、各教科等の教育活動の中で、言語に対する関心や理解を深め、言葉で表現する言語活動の充実に努める。また、その言語活動の基盤となる言語能力を育成するために学校図書館の機能を充実させ、読書活動を推進する。

全教育活動における言語活動の充実

- ◇学習活動の基盤となる言語に関する資質・能力の育成を重視し、思考力、判断力、表現力等を身に付けさせるために言語活動の充実を図る。
 - ◇**思考の場面での言語活動例**
 - ・様々な資料から必要な情報を読み取り、目的に応じて整理・分析し、自分の意見を形成する。
 - ・他者との意見交流や対話を通して、自分の考えを見直したり深めたりする。(ペア・グループでの意見交換、討論、インタビュー等)
 - ◇**表現の場面での言語活動例**
 - ・自分の考えや意見を他者に説明する。(プレゼンテーション、ポスターセッション、スピーチ、レポート等)
 - ・相手や目的に応じた様々な文章を書く。(メモ、記録、記事、手紙、日記、創作、メール、ポスター等)
- ※デジタルとアナログのそれぞれのよさを理解した上で、各場面において、それらを効果的に活用する。
- ◇言語に関する資質・能力の育成を図る上で必要な言語環境を整える。
 - ・教科等横断的な視点での言語活動のカリキュラム・マネジメントを行う。(習得した「言葉の力」を日常生活・社会生活で活用する場を設定する等)

言語能力を育成する読書活動の充実

- ◇学校教育における読書の位置付けを明確にして計画的に取り組む。
 - ・一斉読書やN I Eなどを取り入れるとともに、読んだ感想を交流したり思ったことを記録に残し定期的に振り返ったりする等、読書の楽しさを感じ、読書を習慣付ける多様な活動を実施する。
 - ・推薦図書「香川の子どもたちに贈る100冊」を効果的に活用する。
(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoi/gakko/gakuryoku/sonota/100satu2.html>)
 - ・「読書だより」の発行、「23が60家庭読書週間」の実施、地域ボランティアを活用した読書活動等、児童生徒の読書意欲を高め、家庭や地域と連携する読書活動を推進する。
- ◇読書センター、学習センター、情報センターの役割を果たす学校図書館の活用をG I G Aスクール構想と関連付けて、計画的に進める。
 - ・学校図書館活用に係る年間指導計画を作成する。
 - ・各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動を展開する。
 - ・関係教科や特別活動において、学校図書館の利用についての指導をする。
 - ・校内での協力体制やボランティアの活用等、人的環境を整備する。
 - ・さまざまな情報をデータベース化し、検索や閲覧を容易にする。

■関連資料

- 「言語活動の充実に関する指導事例集」【小学校版】平成23年10月【中学校版】平成24年6月 文部科学省
- 「小学校・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」第3章第2節(2) 文部科学省
- 図書館実践事例集 ～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～ 令和2年3月 文部科学省 
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html)
- 言語活動を学校全体として取り組んでいる学校の割合(%)
- 「学校図書館図書標準」達成学校数の割合の推移(%)

		小学校(全国)	中学校(全国)
令和6年度	よくしている	27.2 (41.4)	28.1 (37.8)
	どちらかといえばしている	68.9 (54.6)	59.4 (56.4)

「全国学力・学習状況調査 学校質問紙」から

	小学校(全国)	中学校(全国)
平成28年度	87.2 (66.4)	73.5 (55.3)
令和2年度	85.3 (71.2)	65.7 (61.1)

「学校図書館の現状に関する調査」から(※それぞれ前年度の実績値)

- 教育基本計画指標(令和6年度県学習状況調査質問紙調査)

指 標	現 状	令和7年度の目標
「読書は好きですか」との質問に、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 63.7%	小学校5年生 82% 中学校2年生 75%

■主な事業

- 新任司書教諭研修会 令和7年5月27日 県教育センター

2 ICTを活用した教育の推進

複雑で予測困難な未来を見据え、これからの教育では児童生徒一人一人の資質・能力を着実に育成することが重要である。そのためには、学校における新たな基盤的ツールであるICTやクラウド環境を最大限活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められる。



ICTを活用した
児童生徒の
資質・能力の育成

校務の改善と、
教職員のICT
活用指導力の向上

◇個別最適な学びの充実

クラウドツールや学習者用デジタル教科書等を効果的に取り入れ、教員が児童生徒個々の状況をデータで把握したり、児童生徒自身が各自の特性等に合った方法やペースで多様に学んだりし、ICTを「文具」として主体的・日常的に活用できるよう努める。また、家庭学習との連携について研究を進める。

◇協働的な学びの充実

ICTの特性を生かし、児童生徒が表現物等の作成・編集を共同して行ったり、複数の意見を簡便に共有して新たな気付きを生み出したりできるよう努める。また、遠隔地の専門家とつないだ授業、他の学校・地域や海外との交流等、今まで以上に多様な人たちと協働するような学習についても充実を図る。

◇情報活用能力の育成

「情報活用能力」は、学習の基盤となる資質・能力の1つである。その育成にあたっては、ICTを活用した情報の収集や整理といった活動に加えて、コンピュータでの文字入力など基本的な操作の習得や、プログラミング教育、情報モラル教育等についても計画的に扱うよう努める。

◇校務におけるICT活用

クラウドツール等を校務でも活用し、会議資料のペーパーレス化、保護者等との連絡手段のデジタル化等、その負担軽減や見直しを図る。また、生成AIについて、特に校務における適切な利活用の研究を進める。

■ 関連資料

- ① 「香川県学校教育情報化推進計画」指標（令和6年度全国学力・学習状況調査_学校質問紙）

指標	現状	令和7年度の目標
1人1台端末等のICT機器を授業でほぼ毎日活用している学校の割合	小学校 57.0%	86.0%
	中学校 39.1%	78.6%



- ② 「GIGAスクール構想×家庭学習」特集 令和4年11月 文部科学省

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/special/39.html>

- ③ 「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」 令和6年12月 文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf

3 幼児期の教育の推進 ～就学前教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続～

乳幼児期の教育・保育は、家庭・地域社会・就学前教育施設の三者がそれぞれの教育・保育機能を発揮し、総合的に推進する必要がある。香川県就学前教育振興指針に基づき、各就学前教育施設が創意工夫しながら実態に応じて取り組むことを通して、教育・保育活動の充実を図るとともに、地域における子育て支援のセンター的役割を果たすよう努める。また、適切に構成された環境に子どもが主体的に関わり、自己を十分に発揮して展開する生活を通して子ども一人一人の望ましい発達が促されるよう、組織的かつ計画的に教育・保育活動の質の向上を図る。

自発的な活動としての遊びの充実

～確かな子ども理解に基づいた環境構成の工夫～

◇子どもが主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わえるようにする。子どもの主体性と保育者の意図をバランスよく絡み合わせ、一人一人の発達を促す計画的かつ柔軟な環境の構成に努める。

- ・夢中で遊びこむことができる状況づくり（時間的環境の保障、物的・空間的環境の見直し、人的環境としての自覚等）

- ★子どもが主体性を発揮して活動を展開し、ねらいが達成されるような活動の精選
- ★適切な教材や遊びの提供及び用具や材料の配置、ICTの活用
- ★子どもの活動の展開に伴う環境の再構成 等

- ・興味や関心に基づく多様な直接体験、一人一人の発達の特性に応じた指導の重視

◇確かな子ども理解に基づいた評価や、子どもの思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開に努め、保育の質の向上を図る。

- ・一人一人の遊びにおける育ちや学びを適切に見取る（保育者の専門性の向上、保育者間の連携等）
- ・子ども理解を基盤としたPDCAサイクルによる保育の充実

発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育内容の充実

～小学校教育との円滑な接続・就学前教育施設間の連携～

◇就学前教育において一体的に育まれた資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）が小学校以降の生活や学習の基盤となることに配慮し、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育内容の充実のための幼小連携に努める。

- ・発達や学びの連続性を踏まえた教育課程の編成（全体的な計画の作成）、実践、検証、充実
- ・小学校の教職員との合同研究や研修の工夫（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して行う意見交換等）
- ・交流活動の充実（互惠性のある連携）、架け橋期（5歳児～小学校1年生の2年間）のカリキュラムの開発・実施

◇地域の子どもを教育・保育する場として、施設類型等を問わず全ての就学前教育施設が互いに理解を深めながら連携に努める。

■関連資料（令和4年3月 文部科学省）

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」
https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf



「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」
https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_4.pdf



子育ての支援の充実

◇保護者と子どもが共に育ち合えるような子育ての支援の充実に努める。

- ・保護者の就学前教育に関する理解が深まるような取組みの工夫と推進（保育参観・保育参加、講演会、ドキュメンテーション等）
- ・施設の開放、保護者同士が気軽に交流できる機会の提供
- ・地域との連携、子育てにおける相談機関としての機能の充実
- ・地域の実態や保護者の要請による子育ての支援のための体制整備
- ・未就園児への施設開放と子育て情報の提供
- ・多様な教育的ニーズに応じた家庭への支援における関係機関との緊密な連携・協働及び速やかな対応

香川県就学前教育振興指針の基本的な考え方

(1) めざす子どもの姿

心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども

本県では、集団生活の中で、心をいっぱい揺らし、体をいっぱい動かして、遊びこむことのできる子どもを育てていくことをめざします。

(2) 保育者の役割

一人一人の子どもの確かな理解に基づいた適切な環境を整え、子どもの学びを支える保育者

保育者は一人一人の子どもに温かく接する中で、確かな理解をし、子どもが遊びから何を学ぶか予想し、子どもが思わず関わりたくなるような適切な環境を整え、子どもの学びを支えます。

(3) 重点方針

かかわる つながる ささえる

子どもたちが、身の回りの様々な人々や、「もの」や「こと」、そして自分自身と **かかわる**
幼稚園・保育所・認定こども園等が、家庭や地域、小学校、関係機関等と **つながる**
設置者や県・県教育委員会が、各就学前教育施設や保育者等を **ささえる**



4 特別支援教育の推進

組織的な指導・支援を行うための校(園)内体制の整備

校(園)長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として、組織的な特別支援教育を行うための体制の整備と必要な取組を促進する。

校(園)内委員会の開催と充実した運営

◇校(園)内委員会を計画的に開催し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行い、進級・進学を視野に入れた適切な指導・支援の充実を図る。

- ・特別な支援が必要な幼児児童生徒の実態と教育的ニーズの把握
- ・保護者や関係機関と連携した個別的教育支援計画^{*1)}の作成と活用
- ・校(園)内関係者と連携した個別の指導計画^{*2)}の作成と活用

組織的な支援体制の構築と指導・支援の充実

◇教職員間や専門家との連携を図り、指導・支援内容の共通理解の下、組織的な支援体制を構築する。

- ・個別の指導計画の共通理解に基づく教職員間の連携
- ・特別支援教育支援員等の活用を含めた、チームによる個への支援
- ・通級指導教室の活用、特別支援学級の弾力的運用等による個への指導の充実
- ・通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒を対象にした巡回相談の活用

校(園)内研修の充実による教職員の専門性の向上

◇教職員の特別支援教育に関する理解の促進や実践力の向上を図るために、校(園)内研修を充実させる。

- ・校(園)内研修における特別支援教育に関する研修の計画的な位置付け
- ・「特別支援教育マスター指標」に対応した実践的研修の実施
- ・巡回相談や連携訪問の活用
- ・特別支援学校のセンター的機能に係る教育相談・研修の実施、拡充

<*1 個別的教育支援計画>

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した支援を行うことを目標に、学校が作成する計画。作成に当たっては、当該幼児児童生徒または保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。学校(園)で提供される合理的配慮の内容を個別的教育支援計画に明記することが望まれる。

<*2 個別の指導計画>

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が行えるよう、学校(園)における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別的教育支援計画を踏まえて、具体的に、個別の指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画。

○教育基本計画指標(県特別支援教育調査)

指 標	現 状	令和7年度の目標
通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒等のうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	小学校 47.6% 中学校 15.3% (令和5年度)	小学校 60% 中学校 50%

■関連資料

○特別支援教育マスター指標

香川県教育委員会特別支援教育課ホームページ

【<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsushien/syokai/organization/kfvn.htm>】



教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

通常の学級に在籍する発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズに対し、自立と社会参加を目指して、適切な指導や必要な支援が計画的・組織的に行われるようにする。

的確な実態把握に基づく適切な就学に向けた相談・支援

- ◇幼児児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、適切な就学に関する相談・支援を行う。
 - ・将来のよりよい社会的自立に向けて、見通しをもった早期からの対応
 - ・幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮^{*3)}の決定及び提供
 - ・保護者、異校種、関係機関との連携・協力による就学に関わる相談の充実
 - ・異校種間の接続期における支援内容の確実な引継ぎ
(個別の教育支援計画等の活用、授業参観、情報交換会等)
 - ・特別支援学級への入級については、原則として「少人数の学級において、障害に応じた特別な指導を、相当数、系統的かつ継続的に行う必要がある障害の状態である者」を対象に検討
 - ・学びの場は固定的なものではなく、障害の状態等を踏まえ、変更を検討

一人一人の困難さに寄り添った指導・支援の工夫

- ◇一人一人の困難さを把握し、教育的ニーズに応じた支援方法を工夫する。
 - ・通常の学級における特別支援教育の視点を取り入れた「分かる」「できる」授業の構築、ICTを含む合理的配慮の提供等
(「特別支援教育の視点を取り入れた授業自己チェックリスト」等)
 - ・互いのよさや違いを認め合い、自尊感情を高める学級集団の形成
 - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した指導・支援の充実
(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)
 - ・教育的ニーズに応じた教育課程の編成(通級による指導、特別支援学級)
 - ・自立活動の内容を参考にした指導・支援(通常の学級)
 - ・自立活動の指導の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導(通級による指導、特別支援学級)

共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む交流及び共同学習^{*4)}の充実

- ◇相互の触れ合いを通じて、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合うことの大切さを学ぶ交流及び共同学習の機会の設定と充実を図る。
 - ・学校全体で計画的かつ組織的に取り組む交流及び共同学習の実施
 - ・通常の学級と特別支援学級との日常的な交流及び共同学習の実施
 - ・特別支援学校在籍幼児児童生徒の居住地校等との交流及び共同学習の充実
 - ・地域の障害のある人との交流の推進

<*3 合理的配慮(学校教育)>

障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校(園)の設置者及び学校(園)が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、学校(園)の設置者及び学校(園)に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課すものを除く。

<*4 交流及び共同学習>

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と一緒に参加する教育活動。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。相互に必要な体制を整えた上で行う。

■関連資料

- 特別支援教育の視点を取り入れた授業自己チェックリスト
- 自立活動 指導目標・指導内容設定シート
- ICT教材等データベース



以上、香川県教育委員会特別支援教育課ホームページ

【<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsushien/syokai/organization/kfvn.html>】

- インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)

国立特別支援教育総合研究所【<http://inclusive.nise.go.jp/>】



保護者や地域への理解の促進と関係機関との連携

保護者や地域に特別支援教育に関する正しい理解を広めるとともに、障害のある幼児児童生徒に対して幼児期から社会参加に至るまで切れ目ない支援が行えるよう、学校(園)が、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携・協力できる体制の整備を促進する。

保護者や地域への理解の促進

- ◇特別支援教育を推進するために、保護者や地域に特別支援教育に関する正しい理解を広めていく。
 - ・特別支援教育コーディネーターを核とした各校(園)内支援体制の紹介
 - ・学校(園)便りやPTA研修会、コミュニティセンター等の活用による理解の促進
 - ・保護者との日常的な情報交換による信頼関係づくりと気づきの促進

保護者及び各関係機関との連携の促進

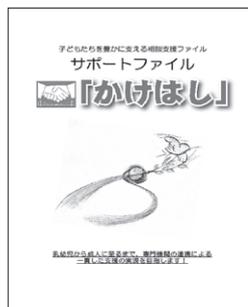
- ◇校(園)長のリーダーシップの下、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携・協力し、幼児期から社会参加に至るまでを見通した指導・支援を行う。
 - ・支援方針、合理的配慮の決定等についての保護者との丁寧な合意の形成
 - ・個別の教育支援計画やサポートファイル「かけはし」の活用による、見通しのある一貫した教育的支援
 - ・特別支援教育ネットワークブックの活用等による、保護者との合意に基づいた関係機関との積極的な連携の推進
 - ・連携訪問やセンター的機能等の活用による特別支援学校との連携

■関連資料

○指導内容・指導方法等についての相談・支援

		対 象	備 考
巡 回 相 談		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級の発達障害(可能性を含む) ・特別支援学校 	4月初旬に文書配布
連 携 訪 問		<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級の発達障害以外の障害 ・特別支援学級 ・特別支援学校 	4月初旬に文書配布
的機能 特別支援学校のセンター	学びと育ちの相談センター (小豆島みんなの支援学校 香川東部支援学校・香川中部支援学校 香川丸亀支援学校・香川西部支援学校)	知的障害	申込みは随時 各特別支援学校の担当者に直接連絡
	見えにくさと学びの相談センター(視覚支援学校)	視覚障害	
	きこえとことばの相談支援センター(聴覚支援学校)	聴覚障害	
	からだと学びの相談センター(高松支援学校)	肢体不自由	
	こころとからだの相談センター(善通寺支援学校)	病弱	

○サポートファイル「かけはし」



発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、乳幼児期から成人期に至るライフステージに渡って、教育、医療、福祉、保健、労働等その他関係機関が包括的で一貫した支援を行うための情報共有ファイルで、支援をつなぐ縦の連携と、情報を共有する横の連携を目的としている。

保護者が保管し、各関係機関で受けた支援内容等を支援者または保護者が記入する。学校においては、本人や保護者の意向を踏まえ、担任等が支援目標や手立て、評価等を記入して関係機関や支援者の引継ぎに活用する。

サポートファイル「かけはし」の様式は、香川県教育委員会特別支援教育課ホームページからダウンロードできる。



【<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsushien/shienkyoiku/hogosya/r3kakehashi.html>】

○特別支援教育ネットワークブック(各学校・園にデータで送付)

地域ごとにまとめられた連携のための関係機関のリスト。教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関やPTA等の関係者からなる地域のネットワークを構築するために設置された6地域(小豆・東讃・高松・中讃・仲善・西讃)の地域特別支援連携協議会が作成し、毎年更新している。

5 各教科等の指導の充実

国語（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

学習過程の明確化、「考えの形成」の重視

- ・「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し、「考えの形成」に関する指導事項を位置付けている。

児童の課題と指導のポイント

- ・本や文章から情報を取り出し、それらを根拠に考えを形成することに課題が見られる。
- ・目的意識をもって本や文章を読み、情報を活用する能力を育てる必要がある。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■目的意識をもてる導入

これまでの既習事項と、本単元で付けたい力は何かを児童が自覚し、目的意識をもてるようにする。

■取り出した情報の検討

自分の考えを伝えるために取り上げた情報は適切か、十分ではないかなどについて、友達と話し合う場を設定する。

■小さな達成を称賛

言語活動を遂行する過程のステップごとに教師が称賛したり、よさについて相互評価する場を設定したりする。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

※右の中学校の頁も参考にしてください。

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた単元の流れ（例）

第3学年「200字程度でカードに書いて友達に紹介しよう 物語のあらすじ」

目標：「読むこと」において、文学的文章の内容について友達に紹介するために、中心となる語や文を基にあらすじをまとめ、200字程度に要約することができる。【思考力、判断力、表現力等 C（1）ウ】

※【知識及び技能】【学びに向かう力、人間性等】の目標については、スペースの関係で割愛しますが、実際はどれも適切に位置付けてください。

一次 ◆本単元の課題を設定する。

- ・これまでに学習した、「文章の中の重要な語や文を考えて選び出すこと」に関する単元を想起させ（作成物や学習履歴データが残っていれば見せる）、何ができるようになったか、何が大事だったか等を確認する。
- ・教師が好きな本（既習の物語でも他の本でもよい）のあらすじについて、紹介カード（作例）等を見せながら子どもたちに紹介するとともに、あらすじとは何かを伝える。
- ・これまでに学習してきたことと関連付けながら、紹介カードに書くためにはどのような力が必要かを問い、本単元で身に付けたい力を子どもと一緒に確認する。

課題：自分の好きな本の「あらすじ」を200字程度にまとめ、紹介カードに書いて友達に紹介しよう。

二次 ◆教科書教材等を基にあらすじのまとめ方を学び、課題解決に取り組む。

- ・（友達に紹介したいと思う物語を選ぶ）※休み時間や家庭学習を活用してもよい
- ・自分が選んだ本で紹介カード①（要約文）を書いてみる。（ICTを活用するとよい）
- ・教科書教材を読んで教師が用意した複数の要約文のモデルから、要約のポイントをまとめたり、参考にしたい要約文を選択したりし、自分が書いた紹介カード①を書き直し、紹介カード②を作成する。（カード①のデータをコピーしたものを修正するとよい）
- ・紹介カード①と②を比較しながら、どのようなことに気をつけて改善したかを友達と伝え合い、要約のポイントに照らして、よい点を認め合ったり改善点について話し合ったりする時間を設定し、紹介カード②をさらに推敲する。

三次 ◆完成した紹介カードを基に交流し、本単元で学んだことをまとめる。

- ・導入で共有した付けたい力が付いたか、要約する際に大事なことは何か等をまとめ、実際の生活場面や次の関連する単元等で活用できるようにする。

※説明文の要約でもこのような流れを活用できます

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

国語（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

生徒の実態に応じた言語活動の創意工夫

- ・知識・技能と思考力、判断力、表現力を相互に関連付ける場面を設定し、課題の解決に向けて、生徒が主体的に試行錯誤する過程で、資質・能力を育成することが求められる。

生徒の課題と指導のポイント

- ・「論理的な文章を書くこと」「展開・情報を整理して読むこと・聞くこと」に課題がある。
- ・単元（言語活動）を通して習得すべき資質・能力と、評価規準を生徒と共有する。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■言語活動の質の向上

目的意識をもち、言葉を通して理解したり、理解したことに基づいて自分の考えを表現したりする言語活動を設定する。

■交流するよさの実感

「共有」の場面を中心に、友達と交流することで自分の考えが深まったり、言語活動が充実したりしたことを実感できるようにする。

■指導と評価の一体化

教師によるフィードバック（個人内評価、目標に準拠した評価）、相互評価等を生かし、時期を逃さず生徒に返す。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

※左の小学校の頁も参考にしてください。

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた単元の流れ（例）

第2学年「表現を工夫して、より気持ちや様子が伝わる詩歌（短歌）にしよう」

目標：「書くこと」において、表現の効果を考えて描写するなど、自分の考えが伝わる文章になるように工夫することができる。【思考力、判断力、表現力等 B（1）ウ】

※【知識及び技能】【学びに向かう力、人間性等】の目標については、スペースの関係で割愛しますが、実際はどれも適切に位置付けてください。

1

◆本単元の課題を設定する。

- ・詩歌・短歌等の中から、効果的な描写がされているものを取り上げ、教師が作成した、効果的でない描写と比較させ、表現の効果を考えた描写の大切さについて実感する時間をとるとともに、単元の課題を設定する。

課題：伝えたいことが読み手に効果的に伝わるように、表現を工夫して自分の詩歌（短歌）をレベルアップさせよう。

2・3

◆これまでに自分が作成した詩歌（短歌）からレベルアップしたいものを決める。

◆表現を工夫しながら詩歌（短歌）を修正する。

- ・教科書教材や生徒が選んだ効果的に描写されている作品を基に、工夫するポイントを見だし、自分が伝えたいことを効果的に伝えられるように自分の作品の表現を工夫する。
- ・作成の途中段階で、考え方のよさや表現を意図的に取り上げて教師が称賛したり、ICT等を活用して生徒が相互に簡単な中間評価やアドバイスをしたりすることで、考え方やよい表現を共有するとともに、生徒の自信につながるようにする。その際には、なぜその表現に修正しようとしたのか、修正しないという判断をしたのかという過程が視覚的に分かるようなワークシート等の工夫をするとよい。
- ・修正途中の段階で作品を全員に共有したくない生徒がいることも考えられるので、個の実態に応じて、グループなど交流範囲を限定したり、変更した表現のみ公開したりして交流の方法にも配慮する。

4

◆作品を読み合い、学習（単元）の振り返りをする。

- ・どのように考えて作品ができたかという過程についても振り返ることができるよう、振り返る視点などを明示し、付いた力や協働のよさを実感できるようにする。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

社会（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校社会科では、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指す。

【『小学校学習指導要領解説（社会編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・問題解決的な学習過程の充実：課題把握→課題追究→課題解決→新たな課題
- ・現代的な諸課題を踏まえる観点からと持続可能な社会づくりの観点から内容の充実を図る。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■児童が考えたい課題設定のしかけ

身近な事例や社会との関わりを意識した資料等を提示し、児童の気付きや予想を大切にしながら課題を設定する。

■自分の考えを、資料や社会とつなぐ交流の充実

交流において、自分の考えを生活経験や既習事項と結び付けて整理し、資料を示しながら説明することを大切にする。

■協働的な学び、見方・考え方のよさを称賛

社会的事象の見方・考え方を働かせたり、よりよい社会を考え話したりする態度を価値付け、地域社会の一員としての自覚を育む。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた単元の流れ（例）

第3学年「火事からくらし（まち）を守る」 東京書籍：くらし／教育出版：まち

目標：施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現する。

【思考力、判断力、表現力等】

※【知識及び技能】【学びに向かう力、人間性等】の目標については割愛しますが、実際はどれも適切に位置付けてください。

一次

◆火災の状況（動画・ニュース等）や地域の火災件数のグラフの読み取り等を通して本単元の学習問題を設定する。

学習問題：火事からくらしを守るために、だれが、どのようなはたらきをしているのだろう。

- ・火災による被害や現状を知り、自分の生活体験や知っていることを発表する。
- ・学習問題に対する予想を立て、疑問を基に学習課題を設定する。
- ・「消防署を見学したい」という意欲を高める。

二次

◆消防署見学での質問内容を交流しながら、分担する。

- ・学習内容に照らして、質問したい内容を発表して集約する。
- ・グループに分かれ、それぞれの質問内容や役割等について決定する。

◆消防署を見学し、分かったことをまとめる。

- ・1人1台端末等を活用して、見学記録をまとめる。
- ・消防署への移動中も、消防施設等について見学する。

◆消防署以外の消防の仕組みや働きを、教科書等で学習する。

- 【学習内容】緊急時に対処する体制、防止に努める活動 等
- ※上記に関連する「法やきまり」について扱う。

課題：私たちの地域の、火事からくらしを守るためのはたらきをまとめよう。

三次

◆単元を通して分かったことを、グループで交流する。

- ・教科書の内容や資料と比較しながら、説明する。
- ・発表内容を、協力して一つの関係図や白地図にまとめる。

◆火災を防ぐために、「地域社会の一員」としてできることについて話し合う。

- ・話し合ったことを生かして、消防署の見学のお礼の手紙を書く。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

社会（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校社会科では、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを目指す。

【『中学校学習指導要領解説（社会編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実
- ・主権者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■生徒が考えたくなる課題設定のしかけ

身近な事例や社会との関わりを意識した資料等を提示し、生徒の気付きや予想を大切にしながら課題を設定する。

■自分の考えを、資料や社会とつなぐ交流の充実

交流において、自分の考えを生活経験や既習事項と結び付けて整理し、資料を示しながら説明することを大切にする。

■協働的な学び、見方・考え方のよさを称賛

社会的な見方・考え方を働かせたり、よりよい社会の実現を考察したりする態度を価値付け、公民としての資質・能力の基礎を育む。

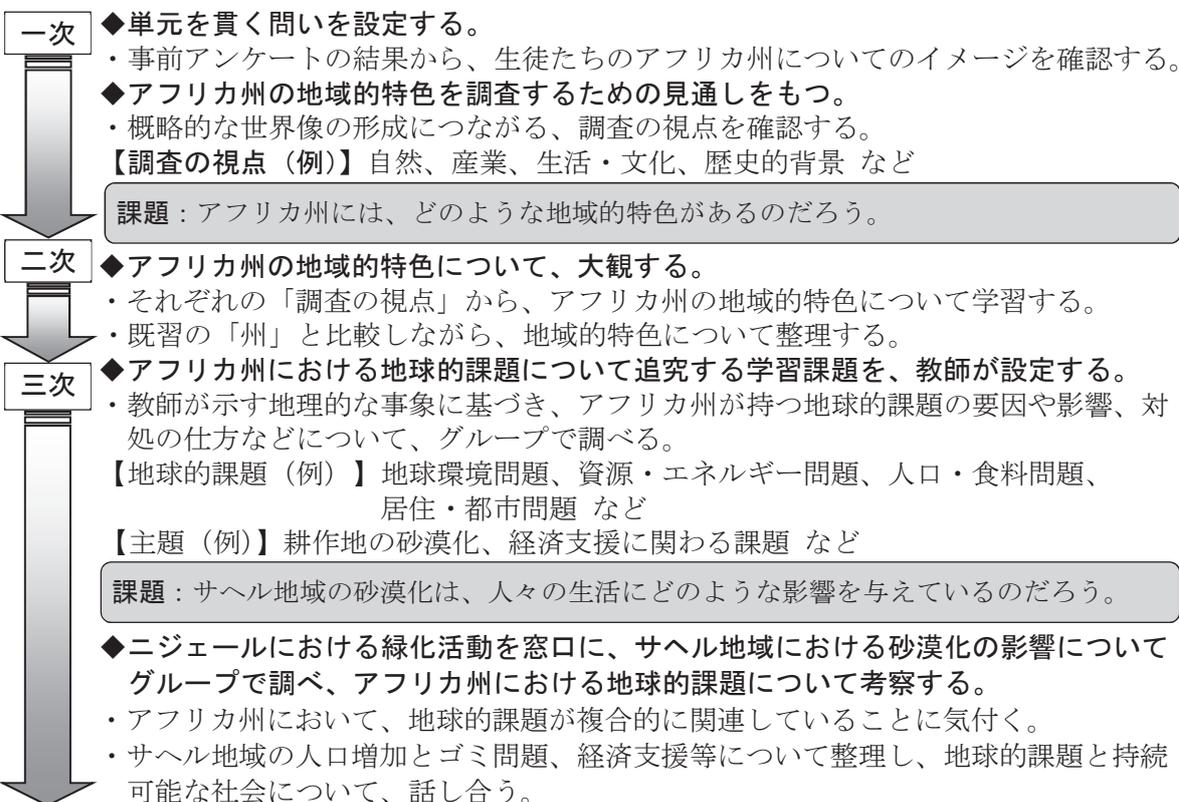
しかけて待って 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた単元の流れ（例）

第1学年「アフリカ州」

目標：アフリカ州において、地域で見られる地球的課題の要因や影響を、州という地域の広がりや地域内の結び付きなどに着目して、それらの地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現できる。【思考力、判断力、表現力等】

※【知識及び技能】【学びに向かう力、人間性等】の目標については割愛しますが、実際はどれも適切に位置付けてください。



※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

算数

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校算数科においては、数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して問題を解決するために必要な数学的な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、数学のよさに気付き、算数と日常生活との関連についての理解を深め、算数を主体的に生活や学習に生かそうとしたり、問題解決の過程や結果を評価・改善しようとしたりするなど、数学的に考える資質・能力を育成することを目指す。

【『小学校学習指導要領解説（算数編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

・児童が自ら問題を見いだす機会を設ける等、数学的活動の一層の充実

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■児童が主体となって課題解決を目指す課題設定

日常生活とのつながりや、既習とのずれを意識できるようにするなど、問題との出会わせ方を工夫することで、課題解決の意欲を高める。

■自己選択や自己決定の場を設ける

課題解決に向けて、課題解決の方法（図、具体物等）や学習形態（個人、グループ等）を自己決定、自己選択できるようにする。

■自身の学びや変容を自覚できる振り返りを行う

学習内容や学習過程等、振り返りの視点を明確にすることで、自己の変容が自覚できるようにする。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に踏まえた授業の流れ（例）

第6学年「分数×分数、分数÷分数」

【前時】数直線図や関係図、面積図等を用いて「分数×整数」の計算の仕方を考える。

目標：図や式を用いて分数÷整数の計算の意味を考える活動を通して、正しく計算したり、説明したりできるようにする。

導入

◆本時の課題を把握する。

・児童の発言を基に問題の数字を少しずつ変えることで（整数→分数）、既習とのずれに児童自らが気付けるようにする。

課題：分数÷整数の計算の仕方を考え、聞き手がなっとくできる説明をしよう。

展開

◆図や式を使って問題を解く。

・考え方（「具体物」「面積図」「数直線図」「分数の決まり」等）に加えて、交流する相手やタイミング、ヒントコーナーを活用するかどうかなど、学習の進め方を児童が選択できる環境づくりをする。
 ・ICTを使って児童それぞれの考えを共有し、友達の考えを取り入れたり、友達と自分の考えをつないだりできるようにする。
 ・「分数を単位分数の○個分と捉える」など、それぞれの考えの共通点を見付けることで、思考を広げたり、深めたりすることができるようにする。
 ・チャレンジ問題や問題作りなど、個に応じた発展問題の場を設ける。

終末

◆振り返る。

・交流する相手、新しい発見等、振り返る視点が広がるように、今まで振り返った視点を掲示しておく。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

数学

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校数学科では、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成することを目指す。

【『中学校学習指導要領解説（数学編）「改訂の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業に
- ・周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業に
- ・一つ一つの知識がつながり、「分かった!」「おもしろい!」と思える授業に

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■生徒が考えたくなる課題設定

生徒の振り返りから出た新たな課題や操作活動等から生まれる生徒のつぶやき等を基に課題設定する。

■生徒が話し合いたいと思える場面の設定

課題や解決方法を選択させると共に、自分と同じ(異なる)考えに触れられるように端末等を活用して共有する。

■自身の学びや変容を自覚できる場面の設定

学習内容や学習過程(学び方)を振り返らせることで、自己の成長を実感できるようにする。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ(例)

第3学年「中点連結定理の活用」

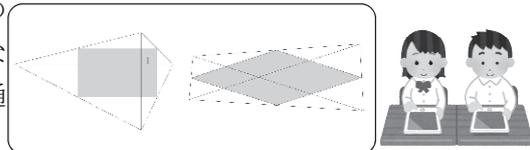
- 【前時】①三角形の各辺の中点を順に結んでできた三角形がどのような三角形になるかを操作活動を通して見付け、中点連結定理を導く。
②①を利用して、三角形を四角形に変えると平行四辺形になることを証明する。

目標：長方形や正方形、ひし形になるために必要な条件を前時の証明を振り返って見付け、その根拠を説明することができる。

導入 ◆本時の課題を把握する。

課題：各辺の中点を結んでできた四角形が長方形や正方形、ひし形になるために必要な、もとの四角形の条件は何か。

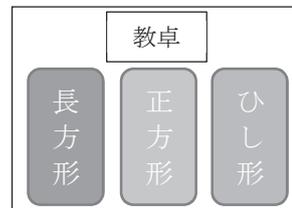
- ・生徒が操作活動で見つけた性質を本時の題材として扱うとともに、前時とのつながりを意識させることで、解決への見通しをもたせ、学習意欲の向上を図る。



展開

◆自分が取り組みたい図形を選択し、課題解決に取り組む。

- ・教室のどの辺りに行けば、同じ課題(別の課題)に取り組む生徒がいるかを可視化することで、相談しやすい環境づくりを行い、活動場所を生徒が選択できるようにする。
- ・既習や本時の課題に取り組む友達の思考を端末で閲覧して参考にしたり、自由に交流したりするなど、学び方を選択できるようにする。



終末

◆得られた結果を振り返り、新たな見通しにつなげる。

- ・問題場面や解決の過程を振り返るように促すことで、更に知りたいこと(新たな課題)を発見・表出できるようにする。
例) 四角形 → 凹四角形、五角形 などに变化させて新たな課題の発見

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

理科（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校理科では、自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を育成することを目指す。

【「小学校学習指導要領解説（理科編）『改訂の趣旨』」を踏まえた課題】

- ・理科を学ぶことに対する関心・意欲や、意義・有用性に対する認識の低さ
- ・観察・実験の結果などを整理・分析した上で、解釈・考察し、説明する力の低さ

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■自然の事物・現象との出 合わせ方の工夫

日常生活との関連を踏まえつつ、問いが生まれるような自然の事物・現象との出合わせ方を工夫する。また、子どもの自力解決が可能な課題となるよう配慮する。

■根拠を基に、妥当な考えを つくる過程の習慣化

見出した事実（結果）を拠り所にしながら、根拠を基に語り合う過程を習慣化する。また、協働によってより妥当な考えが作り出されるよさを感じられるようにする。

■学びの過程の振り返り

学習内容の理解に加え、目的意識をもった実験や観察、他者との協働など、自己の問題解決過程のよさについて振り返る場を設定し、新たな問題解決への見通しがもてるようにする。

しかけて待って 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第4学年「水のすがたと温度」

- 【前時】①水を温め続けたときの水の様子や体積の変化について調べる。
②水が沸騰したときに出てくる湯気の正体について調べる。

目標：水を沸騰させた時に出てくる泡の正体を調べる実験を通して、泡の正体が水蒸気（水）であることを捉えることができる。

導入 ◆本時の課題を共有する。

課題：水を沸騰させた時に出る泡の正体は何だろう？

- ・「出てくる泡の様子がエアープンプから出る空気に似ていたから空気だと思う」といった生活経験を根拠にした予想に加え、「水が沸騰し続けるとビーカーの中の水の体積が小さくなったから水だと思う」といった既習内容（共通体験）を基にした予想を表出させることで、共通の視点で実験や結果の見通しをもてるようにする。

展開 ◆問題解決（実験）に取り組む。

- ・実験結果や、そこから得られた気付きなどは、共通の問題解決に関わる学級全体の成果であることを学習者の意識としてもたせておく。
- ・1人1台端末などを活用し、互いの問題解決の過程や結果について、常に相互参照できる環境を整えておくことで、他者参照をしながら問題解決を進めたい児童のニーズを保障するとともに、自然発生的な協働を促し、個々の問題解決の質を高める。

終末 ◆結果を基に考察し、新たな見通しにつなげる。

- ・自分が立てた予想に固執することなく、目の前の自然事象を拠り所としながら、友達の考えも参考にしながら妥当性を見出すことのできた姿を価値付ける。
- ・学習内容の確認に加え、実験方法の選択や端末による他者参照、他者との交流など、自己調整の学びについても振り返り、新たな問題解決への見通しにつなげる。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

理科（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校理科では、自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成することを目指す。

【「中学校学習指導要領解説（理科編）『改訂の趣旨』を踏まえた課題】

- ・理科を学ぶことに対する関心・意欲や、意義・有用性に対する認識の低さ
- ・観察・実験の結果などを整理・分析した上で、解釈・考察し、説明する力の低さ

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■自然の事物・現象との出合わせ方の工夫

日常生活との関連を踏まえつつ、問いが生まれるような自然の事物・現象との出合わせ方を工夫する。また、子どもの自力解決が可能な課題となるよう配慮する。

■根拠を基に、妥当な考えをつくる過程の習慣化

見出した事実（結果）を拠り所にしながら、根拠を基に語り合う過程を習慣化する。また、協働によってより妥当な考えが作り出されるよさを感じられるようにする。

■学びの過程の振り返り

学習内容の理解に加え、目的意識をもった実験や観察、他者との協働など、自己の問題解決過程のよさについて振り返る場を設定し、新たな問題解決への見通しがもてるようにする。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第1学年「光の性質」

- 【前時】①光源装置を用いて、鏡で光が反射するときの道筋を調べる。
②入射角と反射角の関係について考察し、規則性を見出す。

目標：直方体のガラスを通り抜ける光の道筋を調べる実験を通して、光は空気とガラスの境界面で屈折することを捉えることができる。

導入

- ・ガラス越しにチョークを見るとチョークがずれて見えたり、水の入ったコップにスプーンを入れるとスプーンが短く見えたりする現象を提示し、生徒の問いを引き出す。
 - ・そのように見える理由について、ガラスと空気、水と空気などの光が通過している物質に着目できるように話題を展開し、問いへの予想が立てられるようにする。
- ◆本時の課題を共有する。

課題：光がガラスを通り抜けるとき、どのような道筋になるか？

展開

- ◆問題解決（実験）に取り組む。
- ・実験結果や、そこから得られた気付きなどは、共通の問題解決に関わる学級全体の成果であることを学習者の意識としてもたせておく。
 - ・1人1台端末などを活用し、互いの問題解決の過程や結果について、常に相互参照できる環境を整えておくことで、他者参照をしながら問題解決を進めたい生徒のニーズを保障するとともに、自然発生的な協働を促し、個々の問題解決の質を高める。

終末

- ◆結果を基に考察し、新たな見通しにつなげる。
- ・実験結果（自然事象）を拠り所としながら、自他の考えをつなぎ、より妥当性のある結論を見出すことのできた姿を価値付ける。
 - ・学習内容の確認に加え、実験方法の選択や端末による他者参照、他者との交流など、自己調整の学びについても振り返り、新たな問題解決への見通しにつなげる。

見通し

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

音楽（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

各学年の内容の「A表現」の（1）、（2）及び（3）の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の（1）の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質、能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■児童が考えなくなる課題設定のしかけ

多様な音楽活動を通して個性を發揮できるよう、音や音楽と触れ合う場を充実させる。

■児童が話し合いたいと思える選択場面の設定

音楽活動と言語活動を適切に位置付けるとともに、相互に関連を図りながら指導していく。

■自身の学びや変容を自覚できる場面の設定

活動の中で、一人一人のよい点や可能性、進歩の状況を見取り、評価する。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第5学年「奏法を工夫して表現しよう」

- 【前時】
- ①「星笛」のリコーダーの旋律と指使いを確認する。
（ICTを活用し教師の模奏、音源等を活用して練習）
 - ②「星笛」の曲想と音楽の構造との関わりについて理解する。

題材の目標：楽曲を特徴付けている音楽を形作っている要素の働きを感じ取って、奏法を工夫して演奏する。 教材曲 「星笛」

共通事項：フレーズ スラー（スタッカート）

導入

◆本時の課題を知り、見通しをもつ。

課題：13小節目から16小節目の奏法を工夫して表現しよう

- ・旋律の区切り方を変えると、曲の感じが変わることを知る。
（教科書の二次元コード、教師の模奏、楽譜等を活用する）
- ・前時の学習から曲の特徴について考える。

展開

◆1人1台端末を使い、曲にふさわしい演奏について思いをもち、表現について考える。

- ・旋律の区切り方を1人1台端末で様々に試し、曲にふさわしい演奏について考える。
- ・楽譜にスラー、スタッカートを書き込み、記録に残す。

◆友達と共有する。

- ・まだ考えがまとまらない児童には意図的に共有する友達を紹介し、考えを進められるようにする。

◆リコーダーで表現を工夫する。

- ・1人1台端末で録音し、音を確認しながら行う。
- ・友達に聞いてもらい、自分の思いをリコーダーで表現できているか確認する。

終末

◆振り返りを行う。

- ・自分の思いを音楽で表現するためにどのように演奏するか考えたこと、1人1台端末に録音した演奏や友達の感想から次の時間にチャレンジしたいと思ったことを振り返るよう促す。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

音楽（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

各学年の内容の「A表現」の（1）、（2）及び（3）の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の（1）の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質、能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■選択・判断の場の設定

思考・判断のよりどころとなる主な〔共通事項〕を適切に選択、設定する。

■根拠を見つける場の設定

音楽活動と言語活動を適切に位置付けるとともに、相互に関連を図りながら指導していく。

■評価する場の設定

活動の中で、一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について見取り、評価する。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第1学年「曲想と音楽の特徴との関わりを感じ取って聴こう」

【前時】 詩の内容を理解し、「魔王」の大まかな特徴をつかむ。

題材の目標：曲想と音楽の構造との関わりについて理解するとともに、曲や演奏に対する評価とその根拠について自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴く。

共通事項：リズム、旋律、強弱、音色

導入

◆本時の課題を知り、見通しをもつ。

課題：「魔王」の魅力を解き明かそう（曲の特徴から考えよう）

- ・前時の学習から、自分の関心のある部分（伴奏、子の旋律、魔王の旋律）について選択し、曲想と構造の関わりについて考える。
- ・前時の振り返りを行い、感じ取ったことについて確認する。

展開

◆自分が興味をもった部分について特徴を明らかにする。

- ・それぞれの部分について、動画、図形楽譜、楽譜、音源等を準備し、1人1台端末を活用して生徒が必要に応じて利用できるようにする。

◆明らかになったことを同じ部分を選んだ友達と共有する。

- ・まだ考えがまとまらない生徒には意図的に共有する友達を紹介し、考えを進められるようにする。
- ・動画、図形楽譜、楽譜、音源等を活用し、言葉によるコミュニケーションだけでなく、音や音楽によるコミュニケーションを充実させる。

◆この音楽の特徴についてまとめる。

- ・感じ取ったことと、聴き取ったことをまとめる。

◆振り返りを行う。

- ・特徴を明らかにする中で楽曲について感じたこと、考えたこと、次の授業に向けて生かせそうなことを振り返るよう促す。

終末

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

図画工作

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

小学校学習指導要領 第7節図画工作 第3指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項(2)

第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るよう
にすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合
には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。

表現と鑑賞は本来一体であり、相互に関連して働き合うことで児童の資質・能力を育成
することができる

- ◆ 一つの題材において、造形活動と鑑賞活動とが往還するような学習過程を設定する
- ◆ 鑑賞の場面においても、表現と分けて設定するのではなく、味わったことを試したり、
表現に生かしたりすることができるような学習過程を設定する



「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

<p>■作品への興味を引き出す</p> <p>「友達の話聞くことで、新しいことが分かった」その喜びを少しずつ感じることができるようしていくことで、友達と一緒に学ぶことの大事さが浸透するようにする。</p>	<p>■根拠や理由を表出</p> <p>作品について、Yes/Noで答えられる質問ではなく、自由に説明できる質問をすることで、作品に関するよさや面白さに、児童自身が気付くようにする。</p>	<p>■作品を鑑賞し合う時間を設定</p> <p>製作途中の作品を鑑賞し合う時間を設定する。さらに、作品について説明したり触れたりする時間を設けることで、互いのよさや個性などを認め合えるようにする。</p>
<p>しかけて待って 語らせつないで 認め励ます</p>		

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ(例)

第2学年「しんぶんとなかよし」

【前時】新聞紙を並べる、破く、丸める、ねじる、巻く、かぶる等自由に新聞紙に触れ、造形活動のイメージをもつ。

導入

◆前時を想起し、本時の課題を確認する。

課題：いろいろな技を組み合わせた作品を作って、新聞紙の町を完成させよう。

- ・新聞紙の加工方法(並べる、破く、丸める、ねじる等)を友達と披露し合い、制作のイメージを広げる。
- ・材料コーナーを体育館の中央等に設けることで、必要に応じて好きなものを自由に選ぶことができるようにする。

展開

- ◆作品を制作し、交流する。
- ・技の組み合わせを紹介したり、友達と助け合いながら制作したりするなど、表現の幅を広げる時間を児童のタイミングでとってよいことを伝える。その際、1人1台端末を使って撮影したり、過去の作品を見返したりしてもよいことを伝え、いつでも振り返ることができるようにする。

終末

- ◆振り返りを行う。
- ・作品のポイントを紹介し、称賛し合うことで作りだす喜びを味わうことができるようにする。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

美術

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校学習指導要領 第6節美術 第3指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項(2)

第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

- ◆ B鑑賞「風景に込められた思い」のように、発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力を関連付けながら育成できるよう、双方に関連した題材名にする

中学校学習指導要領 第6節美術 第2各学年の目標及び内容〔第2学年及び第3学年〕 3 内容の取扱い(1)

第2学年及び第3学年では、第1学年において身に付けた資質・能力を柔軟に活用して、表現及び鑑賞に関する資質・能力をより豊かに高めることを基本とし、第2学年と第3学年の発達の特性を考慮して内容の選択や一題材に充てる時間数などについて十分検討すること。

- ◆ 3年間を見通し系統的に身に付けられるようにする

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■個性を伸ばす題材の工夫

生徒自らが主題を生み出し、独創的で個性豊かな表現ができるよう、テーマや使用する素材や画材が選択できるなど、題材に多様性を持たせる。

■多様性に気付く対話

作品について生徒が語り合う場面では、共通事項や目的など話し合いの視点を示し、互いの感じ方の違いに気付くようにする。

■自信をもたせる称賛

作品について生徒が自らの言葉や作品で表現した内容を、共通事項をもとに造形的な視点で価値づけ、具体的に褒める。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた題材の流れ(例)

第2学年「季節感のある暮らし」

目標：形や色彩などに着目し、材料や用具の特性を生かし、季節感を表現することができる。
季節感を感じさせる和菓子として、造形的な視点から発想・構想、鑑賞することができる。
季節感を表すことに関心をもって造形活動に取り組むことができる。

課題：あなたが思い描く季節感を和菓子で表現するにはどのようにすればよいだろうか。

一次

◆和菓子のよさや美しさを感じ、制作の見通しをもつ。

- ・季節に対する共通認識を図るために、四季を代表する植物や動物、ものなどに、どのようなものがあるかを調べる活動を設けるとともに、制作の見通しがもてるように、季節感を感じさせる自分の和菓子のイメージを膨らませ、課題を立てる場面を設定する。



二次

◆表現したい季節のイメージを基に主題を決め、発想・構想する。

- ・発想・構想の課程を振り返られるようにするために、アイデアスケッチやマケットなどを端末に写真と文字で記録するように指示する。また、他者の記録を自由に閲覧できるようにすることで、発想を広げ、構想を練りやすい環境をつくる。



三次

◆発想・構想したことを基に制作する。

- ・思い描く季節のイメージに合う表現方法を生徒が自由に選んだり組み合わせたりできるように、紙や粘土、絵の具などの素材や材料を用意する。



四次

◆作品を相互鑑賞し、学びを生活に生かす。

- ・作品鑑賞をする際に、自分の主題、発想・構想の過程、表現方法の工夫について話し合うように指示することで、多様な表現にふれ、造形的な見方・考え方を広げたり、深めたりする手立てとする。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

生活

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

気付きの質を高める学習活動の充実に向けて

(1) 生活科における学習過程

生活科においては、一連の学習活動の「まとまり」として、単元の中で、例えば、①思いや願いをもつ、②活動や体験をする、③感じる・考える、④表現する・行為する（伝え合う・振り返る）学習過程を基本にして、体験活動と表現活動とが繰り返されることで児童の学びの質を上げていくことが重要である。

(2) 気付きの質を高める学習指導の進め方

生活科における「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、学習指導において、単に児童の思いや願いを実現する体験活動を充実させるだけでなく、表現活動を工夫し、体験活動と表現活動とが豊かに行き来する相互作用を重視する等、気付きの質を高めることを意識することが大切である。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■ 試行錯誤や繰り返す活動を設定する

条件を変えて試したり、再試行したり繰り返したり確かめたりする活動を位置付ける。

■ 伝え合い交流する場を工夫する

一人一人の気付きを大切に、自他の気付きのよさや違いを基に交流する。

■ 振り返り表現する機会を設ける

言葉による表現活動を通して、自らの活動や対象を見つめ直し、気付きの質を高める。

■ 児童の多様性を生かし、学びをより豊かにする

児童自らがよさを発揮し、互いのよさや気付きを尊重し、認め合える雰囲気づくりをしていく。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた単元の流れ（例）

第2学年「うごくおもちゃであそぼう」

目標：身近にあるものを使って動くおもちゃを作ったり遊んだりする活動を通して、遊びや遊ばしに使うものを工夫して作ることができ、その面白さや不思議さに気付くとともに、友達と楽しみながら遊びをつくり出し、自分の生活に生かそうとすることができる。

課題：自分で作ったおもちゃを使って楽しく遊ぶ会（おもちゃ広場）を開こう。

一次

◆ 身近にある物の特性に興味をもち、おもちゃ作りの見通しをもつ。

・「なぜ」「どうして」等、児童の知的好奇心を喚起し、「〇〇したい」と主体的に問題解決に取り組めるようにするために、使えそうな素材や動きの例を提示し、児童が構想を広げる機会とする。



ぼくはゴムを使って車を速く走らせたいな。

二次

◆ 動くおもちゃ作りを通して、おもちゃの動きを確かめたり遊び方を考えたりする。

・児童が自分で材料を集めたり、様々な動くおもちゃを試したりしながら、おもちゃを作って遊ぶ活動の時間を十分にとり、児童の試行錯誤を促すことで、さらに工夫したい内容を自ら選択できる機会をつくる。

材料を変えると動き方が変わるよ。次は、友達と一緒に遊び方を考えたいな。



三次

◆ おもちゃの改良や友達との交流を通して、おもちゃの動きや遊び方を工夫する。

・児童が友達のおもちゃのよさを取り入れたり、みんなで遊びを楽しむ工夫を共有したりできるよう、相手意識、目的意識を大切に学習活動を設定する。

四次

◆ おもちゃ広場で友達と一緒に遊びを楽しみ、これからの生活に生かす。

・児童が自分で考えた遊びを友達と交流する場を設定し、児童が友達との関わりを通して自分の頑張りやよさを振り返ることができる場を設け、単元の学びを実際の生活場面につなげることができるようにする。

※ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

技術・家庭 技術分野

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

中学校技術・家庭科技術分野では、技術の発達を主体的に支える力や技術革新をけん引する力の素地となる、技術を評価、選択、管理・運用、改良・応用することによって、よりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成することを目指す。

技術による問題の解決を繰り返す学習過程 (図：学習指導要領解説 技術・家庭科編 p23より)

- ① 生活や社会を支える技術
- ② 技術による問題の解決
- ③ 社会の発展と技術

の三つの要素で各内容が構成され、技術による問題解決を繰り返す学習過程を明示。

①	②	③
既存の技術の理解 ・技術に関する原理や法則、基礎的技術の知識を理解するときに、技術の現方・考え方に気付く。	課題の設定 ・生活や社会の中から技術に関わる問題を発見し、それに関する調査や実験を通して、問題をさらに深くしり、新しいものを生み出し、問題を解決するための課題を設定する。	課題解決に向けた製作・評価 ・課題の解決策を条件を踏まえて課題設定・評価し、製作・評価を通じて解決策を具体化する。
一過程の評価と修正	一過程の評価と修正	一過程の評価と修正
成果の評価	成果の評価	成果の評価
次の問題の解決の視点	次の問題の解決の視点	次の問題の解決の視点

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■生徒が考えたくなる課題設定のしかけ

既存の技術を、選択、管理・運用することで解決できる問題から、改良、応用しなければ解決できない問題へと3年間を通して段階的に設定するよう計画を工夫する。

■生徒が話し合いたいと思える選択場面の設定

社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着目して技術を最適化するための議論をする。課題の解決に向けて、製作図や回路図、計画表等に表現し試行錯誤しながら構想を具体化する。

■自身の学びや変容を自覚できる場面の設定

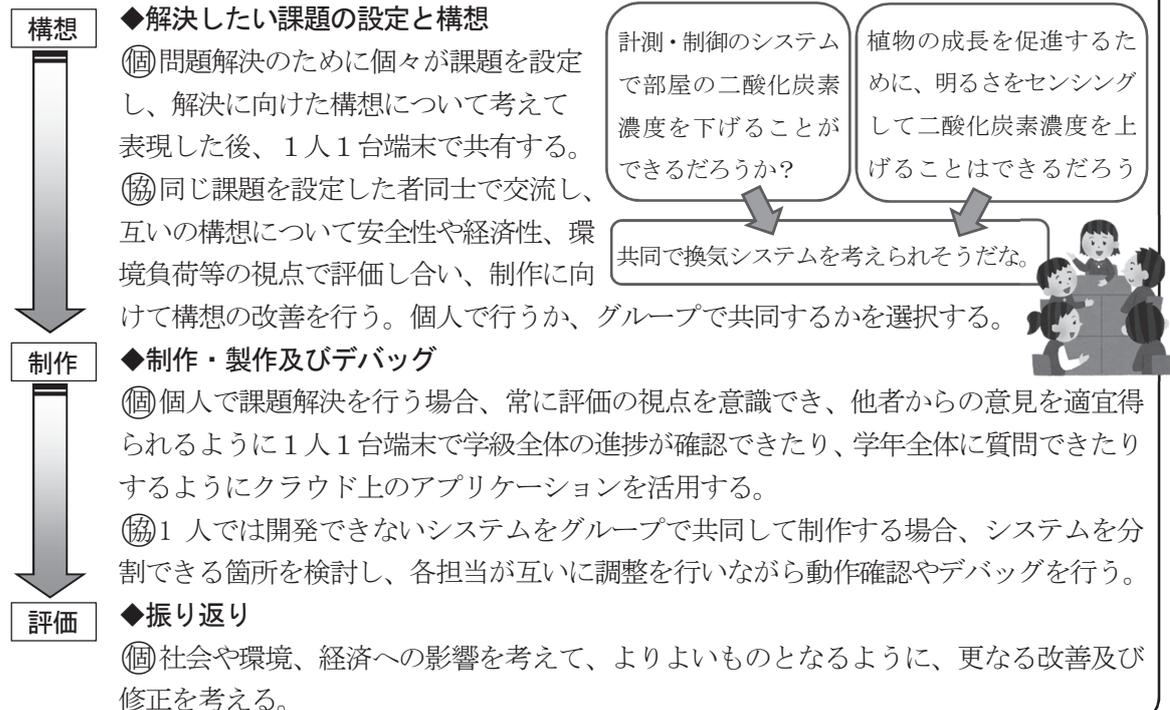
問題解決の中から生まれる新たな課題に気づき、解決に向かうための振り返りを実施。題材を通して涵養される、「技術を工夫し創造しようとする側面」について評価する。

しかけて待って 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた題材の流れ(例)

第3学年 内容D「計測・制御に関するプログラミングによる問題の解決」

題材の目標：身の回りの問題から課題を設定し、計測・制御のシステムの機能や条件を構想し、安全・適切なプログラムの制作と動作確認及びデバッグ等を行い、社会や環境、経済への影響を考えて、よりよいものとなるよう改善及び修正をすることができる。



※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

家庭

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり



A(4) 家族・家庭生活についての課題と実践はどのように計画するとよいのでしょうか。

A(4) は、中学校、高等学校へとつながる学習です。習得した知識及び技能などを活用して課題を解決する力と、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養うことを目指して新設されました。

- ★ これまでの学習の中で疑問に思ったことやさらに探究したいこと、自分にできること等を考え、生活の課題として設定できるようにしましょう。
- ★ 家族や地域の人々と関わりながら実践できるようにしましょう。
- ★ 一連の学習過程（小学校学習指導要領解説（家庭編） p15 参照）を重視し、問題解決的な学習を進められるようにしましょう。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■「なりたい姿」を描かせる

題材のはじめに、自分の家庭生活を見直して問題を見いだしたり、目標を明確にもたせたりする。

■「わけ」を表出させる

理由を表出し、友達と共有する過程で、自分の考えが明確になったり、新たな視点を獲得したりする。

■具体的な記述を称賛する

生活経験や知識を引き出すとともに、課題に立ち戻って具体的に振り返りを記述できるようにする。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第5学年「いつもすっきり身の回り」（3／7時間）

【前時】題材のはじめに、校内の整理・整頓についての問題点を話し合い、いつもすっきり過ごせるようにするという題材のゴールを設定している。前時は、自分のお道具箱の整理・整頓を行い、全体で、整理・整頓の工夫を「こつ」としてまとめている。

目標：校内の整理・整頓の計画を考え、工夫することができる。

導入

課題：「校内いつもすっきりプロジェクト」の計画を立てよう

◆各自が整理・整頓する場所を決める。

展開

・家庭科室、図書室、図工室、体育倉庫等の中から、各自が整理・整頓する場所を選べるようにする。〇〇の棚、引き出しなど、具体的な場所を設定できるようにする。

◆担当の場所を整理・整頓するための計画を立てる。

・前時に見つけた「こつ」を使ったり、端末を用いて調べたりして計画が立てられるようにする。実際に、その場所に行って写真を撮影し、どのように整理・整頓をするか、写真に書き込んで、計画を立てるように指示する。

◆同じ教室を選んだ友達と交流したり、教師やゲストティーチャーにアドバイスをもらったりして、計画を見直す。

・見直したことは、計画書に文字の色を変えて書き込むように指示をしておき、変更点が見えるようにしておく。

終末

◆本時の学習を振り返り、次時の見通しをもつ。

・はじめに立てた計画や見直した計画を見て、「計画が立てられたか」（学んだ内容）、「どうしてできたのか（できなかったのか）」（学び方）の視点で振り返らせる。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

技術・家庭 家庭分野

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

目標：生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。（「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 技術・家庭編」より）

生徒が、生活事象を「協力・協働」「健康・快適・安全」「生活文化の継承・創造」「持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、よりよい生活を営むために思考し、実践できるよう、教師は「一連の学習過程」を参考に指導の計画を立て、発問や板書を工夫することが大切です。



「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■ 題材を貫く課題を設定する

題材の導入部分で、今の自分に足りない知識・技能に気付かせ、学習する意義や目的を明確にする。

■ 多様な価値観に気付く場を設定する

見方・考え方を働かせている姿を全体に広げるなどし、他者の価値観に共感し合うよさを感じながら生活を創ろうとする意欲を高める。

■ 自分の成長を実感できるように、振り返りの場面を設定する

できるようになったことは何か、課題解決に向けての次のステップは何か等と問い掛け、次時につないでいくようにする。

しかけて待って 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第3学年「自立した消費者として行動しよう」（2 / 10 時間）

【前時】修学旅行の衣服購入に向けて、「旅行先の気候に合わせた〇〇を買いたい。そのために購入計画を立てて家の人に認めてもらいたい」とそれぞれの課題を設定している。

目標：「修学旅行の衣服購入」の計画を考え、工夫することができる。

導入

◆前時に立てた自分の課題と条件を確認し、本時の学習の見通しをもつ。

- ・サイズ・素材・品質・予算・購入方法・支払方法等の条件を確認するよう伝える。

課題：「修学旅行の衣服購入」の計画を立てよう

- ・自分の課題の例：雨が降っても大丈夫な上着を購入する計画を立てる。

気候に合わせて着脱できる上着を購入する計画を立てる。等

展開

◆収集・整理した情報を基に購入する衣服を選択し、計画を立て、友達と交流する。

- ・これまでの学習を生かし、衣服の素材等の視点だけでなく、購入方法（店舗販売、無店舗販売の利点や問題点）や支払い方法（支払い方法の違いによる利点や問題点）という視点で、互いの計画をチェックするように伝える。
- ・計画は1人1台端末を用いて作成する。計画をデータで共有し、互いの計画を参考にできるようにしておく。交流は自由に行えるようにしておく。

◆友達の工夫やアドバイスを生かして計画を見直す。

- ・計画の改善点が見つからない生徒には個別に関わって支援する。

終末

◆本時の学習を振り返り、次時の見通しをもつ。

- ・「本時の課題が解決できたか」（学んだ内容）「どうして解決できたか（できなかったか）」「本時粘り強く取り組んだこと」（学び方）の視点で振り返らせる。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

体育（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

◆各種の運動の特性に応じた体育の授業づくり

6つの運動領域における各種の運動は、楽しみ方や解決すべき課題やその解決方法が異なる。そのため、各種の運動で得られる楽しさや喜び、そこで解決すべき課題、それらの解決方法に応じた行い方を理解することができるようにする。また、それらの理解は、各種の運動の基本的な動きや技能を身に付けることに効果的である。

◆3つの資質・能力をバランスよく育む学習過程の工夫

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力とは、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つである。これらの資質・能力を育成するためには、児童の発達の段階、能力や適性、興味や関心等に応じて、運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決するなどの学習が重要である。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■児童が運動に取り組むたくなる工夫

運動が苦手な児童の実態を踏まえた場やルールを設定する。

■対話する視点と ICT 端末の効果的活用

「する」ことだけでなく「みる」視点を明確にしておくことにより、課題解決のための対話が活発に行われるようにする。その際、ICT 端末を効果的に活用する。

■肯定的フィードバックを増やす

「ナイス!」「いいね!」などの称賛を増やすとともに、技能以外の、友達と協力して活動できていることも「できる」と評価する。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第5学年ハンドボールを基にした簡易化されたゲーム

- 【前時】①簡単なゲームを行い、得点できる作戦を見付ける。
②得点につながった作戦を共有する。

目標：ルールを工夫したり、チームの特徴に応じた作戦を選んだりすることができる。

導入

◆本時の課題を把握する。

課題：もっとたくさん得点するには、どのような作戦で攻めたらいいのだろうか？

- 前時のゲーム記録や動画をもとにして、自分たちのチームの課題を把握し、どのような作戦の選択をすればいいかの見通しを持たせるようにする。

展開

◆ゲームⅠを行う。

- どの作戦が自分たちのチームの特徴に合っているのかを考えながらゲームを行う。

◆交流する。

- ボール操作とボールを持たない時の動き、ボールを運ぶ場面とシュート場面など、視点を明確にして話し合う。

◆ゲームⅡを行う。

- 交流で明らかになったよい動きができていた児童を称賛する。

終末

◆振り返りを行い、次時の課題を見付ける。

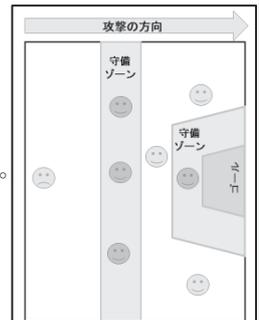
- 自己の振り返りを行うとともに、次時の課題を見付ける。

ルールの工夫

- 攻守交替制で、攻撃の一方通行とする。
- ボールはチームで選択できるようにする。（新聞紙ボール、ソフトドッジボール等）
- ドリブルなし、パスのみで攻撃する。

場（コート）の工夫

- 守備ゾーンを設けることにより、攻撃優位のゲームにする。
- 台形型ゴールを使い、どの方向からでもシュートを打ちやすくする。
- 横長のコートにすることにより、スペースを使った攻撃をしやすくする。



※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

保健体育科（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

体力や技能の程度，性別や障害の有無等にかかわらず，運動の多様な楽しみ方を共有することができるようにする。

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に向けては、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるようにすることが重要である。

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切である。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■「面白そう!」「うまくなりたい!」をもたせる

ルールや教具等の工夫、単元のゴールの共有等から一人一人に見通しと目標を持たせる。

■語るための視点と環境

課題発見、課題解決の視点をもたせ、体力や技能の程度等に関わらず誰もが発言できる環境をつくる。

■互いの取組を認め合う、高め合う

結果だけでなく取組の過程を含め個の成果(できるようになったこと)を認め合う機会をつくる。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた単元の流れ（例）

第1学年「球技」（ゴール型：サッカー）

単元目標

- ゴール型の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性、技術の名称や行い方を理解するとともに、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防をすることができるようにする。
- 攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。
- ゴール型の運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとすることや、健康・安全に気を配ることができるようにする。

序盤

◆オリエンテーション

・単元を通して行うゲーム映像を見たり、試行したりして、目指す姿をイメージしたり、目標立てたりすることができるようにする。ゲームは、体力や技能の程度等に関わらず、誰もが積極的に取り組むことができるようにルールや教具等の工夫を行う。

中盤

◆課題発見、課題解決

・ゲーム映像や数値データ（得点数やパス成功数等）を使って、自チームと相手チーム等を比較し、課題発見できるようにする。その際、ICTを活用し、体力や技能の程度等にかかわらず、誰もが客観的な視点から発言できるように工夫する。

・映像やデータ等を分析する際の視点※について明確にし、主体的に課題解決に向けて取り組むことができるようにする。

◆振り返りと生徒の課題意識に沿った単元展開

・「～できるようにになりたい」「～がうまくいかない」等の振り返り記述等から、生徒の課題意識を踏まえて、各時間の学習課題を設定・修正する。

※分析の視点（例）

- ✓体のどこをどのように動かすのか？
 - ✓体の向きは？
 - ✓どこに動けばいいのか？
 - ✓どこが空いているのか？
 - ✓いつパスを出せばいいのか？
 - ✓いつ動けばいいのか？
- 等

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

外国語活動・外国語（小学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

言語活動を核とした授業づくりに向けて

- ・簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切に活動を設定する。
- ・具体的な課題等を設定し、コミュニケーションの目的や場面、状況等に応じて、児童が既習の知識を関連付けたり、情報を整理したりしながら考えなどを形成できるようにする。
- ・言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、他教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。

（「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 外国語活動・外国語編」より）

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■学習意欲を高め、主体性を引き出す授業展開の工夫

児童の「伝えたい」「できるようになりたい」という学習意欲を高める工夫をする。

■中間指導の充実

1人のつまずきが全員の学びにつながるよう、言語面・内容面でのモデルを意図的に取り上げ、全員で解決を図る。

■単元前後の変容を称賛

児童一人一人について、単元を通してどのような過程(学習方法)で、何ができるようになったのかを見取る。

しかけて待って 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ(例)

第5学年「I can draw pictures well.」(Junior Sunshine 5 開隆堂) (6/8時間)

【前時】 自分のことをよく知ってもらうために、できることやできないことについて話し、1人1台端末に録画しておく。

目標： ALTに自分のことをよく知ってもらうために、できることやできないことについて、自分の考えや気持ちを含めて話すことができる。

課題： 自分をよりよく知ってもらえるスピーチになるよう、友達と交流しよう。

導入

◆あいさつ・めあての確認

- ・本時の活動の目的、場面、状況を確認する。
- ・前時に録画しておいた動画を見て、自分のスピーチ内容を確認する。



展開

◆スピーチのブラッシュアップ

- ・自分のスピーチを修正する。デジタル教科書や紙の教科書で表現を確認したり、スピーチメモで内容を確認したり、先生や友達に相談したりと、子どもが自分の課題に合わせて自らの学び方を決める。スピーチメモは台本を書くのではなく、話す項目について、1人1台端末上で、イメージマップなどのシンキングツールを用いるなどしてまとめる。(まとめ方は自分にあったものを選ぶ。)
- ・伝えたいことをペアで交流し、自分のスピーチを修正する。「ALTの先生にこのことを知ってもらいたいんだけど、話のつながりがうまくいかなくて…」等、友達に相談し、アドバイスし合う。
- ・中間指導(自分の気持ちを表す表現を付け加えられている[内容面]、「とても上手にできる」と述べるときにはどう言えばよいのか[言語面]等、よいモデルやつまずきを取り上げて共有し、つまずきについては全員で解決を図る。)
- ・一斉指導を経て、自分のスピーチを修正する。個別で取り組んだり、友達や先生と相談したり、1人1台端末を通して友達のブラッシュアップの様子を参照したりして、自分の課題に応じた学び方を自分で決める。

終末

◆スピーチの録画・振り返り

- ・納得がいくスピーチが撮れたら提出する。
- ・言語面・内容面で自分の学習の振り返りを行う。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

外国語（中学校）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指す。

【『中学校学習指導要領解説（外国語編）「改定の趣旨」』を踏まえた課題】

- ・「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動が適切に行われていない
- ・「やり取り」・「即興性」を意識した言語活動が十分ではない
- ・複数の領域を統合した言語活動が十分に行われていない

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■学習意欲を高め、主体性を引き出す単元構成の工夫

目的や場面、状況などを明確にした言語活動を設定し、生徒が英語を用いて意欲的に伝え合うことができるよう単元構成を工夫する。

■言語活動を通じた指導の充実

自己の表現を再考する場面を設定する。単元目標に加え、目的や場面、状況などを踏まえて何を見直すべきか、具体的な視点を示す。

■単元前後の変容を称賛

単元目標に立ち戻ったり、CAN-DO リストを用いたりして、単元を通して何ができるようになったのか、生徒が自己の変容を実感できる振り返りとフィードバックを行う。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

第1学年「町の紹介」

- 【前時】①教科書のモデル文を読み、概要を理解している。
②自分の住む町について、ALTに紹介したいことを、メモで整理している。

導入

◆前時の復習をする

- ・デジタル教科書を用いて、教科書のモデル文を復習する。マスク機能を活用した音読→シャドーイング→ディクテーションなど、個の課題に応じて表現に繰り返し触れるような練習場面を確保し、本時の自己表現に役立つようにする。

◆本時の学習課題を確認する

- ・本時の目標、活動の目的や場面、状況などを確認する。

展開

課題：ALTの先生が行ってみたい・体験したいと思うような町の魅力を紹介する。

◆ペアで練習する。（1回目）

- ・ペアでお互いのプレゼンテーションを録画し、次の視点で気付きを共有する。
（視点の例）事実の羅列になっていないか、伝える順番や展開は分かりやすいか 等

◆個の課題に応じて、メモを再構成する。

- ・録画した動画を見返したり、級友の動画を見たりして、メモを再構成する。個で考えたり、教師が取り上げた好事例をもとに級友と交流したりして、内容を推敲する。

◆ペアで練習する。（2回目）

- ・目標を再確認し、次の視点を加えて、ペアでお互いのプレゼンテーションを録画する。
（視点の例）ALTの興味関心に応じた内容か、独自性のある内容か 等
- ・自分にしか語れない内容、聞き手にとって魅力のある内容かどうかを見つめ直し、必要に応じて改善を加えて、動画を提出する。

終末

◆振り返りを行う。

- ・本時の目標に立ち戻り、言語面・内容面の両面から、自己の変容を振り返る。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

特別の教科 道徳

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

特別の教科 道徳では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを目指す。※（ ）内は中学校

答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもたちが自分自身の問題として捉え、向き合う、「考え、議論する道徳」への転換、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの改善が求められる。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■子どもが自分自身との関わりの中で考えることができる
しかけ

「問題意識をもつ」「自分との関わりで捉えて考える」「自らを振り返る」ために、導入や発問を工夫する。

■考える時間・他者の考えに触れる時間の確保

他者参照で自分が見たい友達の考えに触れることで、多面的・多角的に考え、自己の道徳的諸価値の理解をより深められるようにする。

■自己の（人間としての）生き方についての考えを深めるための振り返りの設定

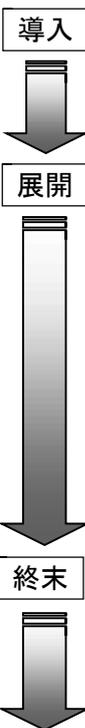
教師が意図をもって振り返りの視点を提示して振り返らせることで、自己の学びを把握できるようにする。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

小学校 第5学年「くずれ落ちたダンボール」（B 親切、思いやり）

ねらい：児童が自分自身の問題として多面的・多角的に考えることで、だれに対しても思いやりの心をもって接していこうとする心情をもつことができる。



導入

- ◆教材の内容について整理し、問題意識をもつ。
 - ・アンケートでクラスの実態と教材とを関連付ける。
 - ・視覚教材を板書に示しながら、あらすじを整理することで、要点の理解にかかる時間を短くする。

相手のために親切にしたけれど、もやもやしたことがある。親切に大切な心って何だろう。

展開

- ◆自分の考えをもち、伝え合い、他者の考えを知る。
 - ・ICTを活用して、「すっきり」か「もやもや」かを数直線上に表し、その理由を伝え合う。
 - ・他者参照など考えを効果的に共有することで、他者の様々な考えに触れ、多面的・多角的に考えられるようにする

親切な行いをしたのに、勘違いで注意を受けて、納得がいかない。

- ◆道徳的諸価値への理解を深められるようにする。
 - ・登場人物の心情を考えることで相手を気遣う思いやりの深さに気付ける場面について発問する。
「おばあさんのお礼に「いいえ、いいんです…。」と答える主人公はどんな気持ちですか。」

私は悔しくて「もやもや」だから、「すっきり」の人がどうしてそう思うのかを知りたい。認められなくても親切をしたことには変わりないと私も思えるかな。

終末

- ◆今までの自分を振り返り、これからの自分の生活について考える。
 - ・振り返りの視点を設定することで、学習内容の整理や自己の変容、課題の発見等、学びを価値付け、自己の生き方に生かせるようにする。

「文句を言ったら、おばあさんは困るだろう」とお礼を言ってくれたおばあさんの立場で気持ちを考えたんだな。

【アンケートに立ち返ると…】うまいかないこともあるかもしれないけれど、相手のことを考えて親切な行いをすることを進んでやりたい。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

総合的な学習の時間（小・中）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

総合的な学習の時間では、特に、探究的な学習を実現するため、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」の探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視している。

【『小・中学校学習指導要領解説（総合的な学習の時間編）改訂の趣旨』を踏まえた課題】

- ・総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識し、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントの推進
- ・探究のプロセスを通じた一人一人の資質・能力のより一層の向上

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■目標を実現するにふさわしい探究課題を設定する

実際の体験活動や教材との出合わせ方を工夫し、地域や学校の特色に応じた児童生徒の興味・関心に基づく課題となるようしかける。

■他者と協働して問題を解決する場面を設定する

自己選択した学び方を基に集めた情報について「考えるための技法」を活用しながら整理・分析し、他者との協働を通して課題解決を図れるようにする。

■自らの学び方のよさを自覚できる場面を設定する

具体的な児童生徒の姿から設定した評価規準を基に、年間や単元のまとまりを通じた一定程度の時間数の中において適切に評価する。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた単元の流れ（例）

目標：「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
各学校における教育目標を踏まえて設定する。

課題設定

◆本単元の課題を設定する。

学習指導要領解説小 P114、中 P109

- ・事前に児童生徒の発達や興味・関心を適切に把握し、これまでの児童生徒の考えとの「ずれ」や「隔たり」を感じさせたり、対象への「憧れ」や「可能性」を感じさせたりするよう工夫する。

情報収集

◆観察、実験、見学、調査、探索、追体験などを行う。

- ・体験を通じた感覚的な情報の収集ができるようにする。
- ・課題解決のための情報収集を自覚的に行うようにする。
- ・収集した情報をデジタルデータ、ポートフォリオなど適切な方法で蓄積する。

整理・分析

◆種類ごとに整理したり、因果関係を導き出したりして分析する。

- ・一旦収集した情報を整理する段階で吟味することの必要性について考える。
- ・何を、どのように考えさせたいのかを意識し、「考えるための技法」（学習指導要領解説小 P82、中 P79）を用いて思考を可視化することで、整理・分析場面の学習の質を高める。

まとめ・表現

◆他者に伝えたり、自分自身の考えとしてまとめたりする。

- ・相手意識や目的意識を明確にしてまとめたり表現したりする。
- ・まとめ・表現しながら情報を再構成し、考えや新たな課題の自覚につなげる。

課題設定

◆伝えるための具体的方法を身に付け、目的に応じて選択して使えるようにする。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

特別活動（小・中）

1 学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくり

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」につながる資質・能力の育成を目指す。

→ 学校や学級の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合って合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化する。

「PDCAサイクルを子どもたちが納得しながら回していけるように支援をすること」が、子どもたち主体の特別活動を充実させる中での教師の役割です。



「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

■子どもたち自身の課題にすること

実生活での疑問やこれまでの活動の成果と課題を振り返ることで、個々の課題意識を引き出し、「解決したい」という意欲や必要感をもたせる。

■話し合う目的やゴールの共有

異なる他者と合意形成するために、「何を解決するための話し合いか（目的）」「どうなれば解決と言えるか（ゴール）」を全員で共有する。

■子ども一人一人が自分の学びの過程や可能性を把握

個々の活動状況の積み重ねを具体的に示し、振り返りの視点に沿って自己や所属集団を見つめ直す時間を確保する。

しかけて待つ 語らせつないで 認め励ます

2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を踏まえた授業の流れ（例）

「学年（学期）を振り返り、キャリア・パスポートに記録を残そう」

キャリア・パスポートは、長い期間での自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオである。活用の工夫として、日々積み重ねられている活動の記録をもとに取捨選択・再編集を行う。残す記録を取捨選択する場面で、どの記録を残すかを自分自身で選ぶことで、どの活動から何を学んだか自らの成長を振り返り、自身の変容を語るができるようになることが期待できる。

導入



◆本学年（学期）の記録の蓄積から、キャリア・パスポートに残す活動を選ぶ。
・1人1台端末での記録を活用するなどして、具体的に個々の成果を把握できるようにし、自分が一番成長したと思う活動の記録を選ぶ。

展開



◆その活動から自分はどんなことを学んだか、どう成長したかを考える。
・視点を揃えることで、選んだ活動は違っても自分の成長について語れるようにする。
・キーワードにまとめることで、相手に伝えることを意識する。
◆キーワードをもとにグループで対話し、他者からメッセージをもらう。
・多様な他者の成長に触れることや言葉をもらうことで、自己の成長についてより深く考えることができるようにする。

終末



◆最後に、対話した内容をもとに、キャリア・パスポートとしてまとめる。
・進学先や次学年（次学期）で頑張りたいことなどの視点で書き、本時の学びから次の課題を見出し、記録する。
・特別活動を中心としつつ、各教科等と往還しながら活用することで、学びを蓄積し、それを社会や将来につなぎ、自己のキャリア形成に生かしていけるようにする。

※「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実の概要は7、8頁参照

第2章

豊かな心、多様性を尊重する心の育成
共感的理解に基づく生徒指導の充実

1 道徳教育の充実

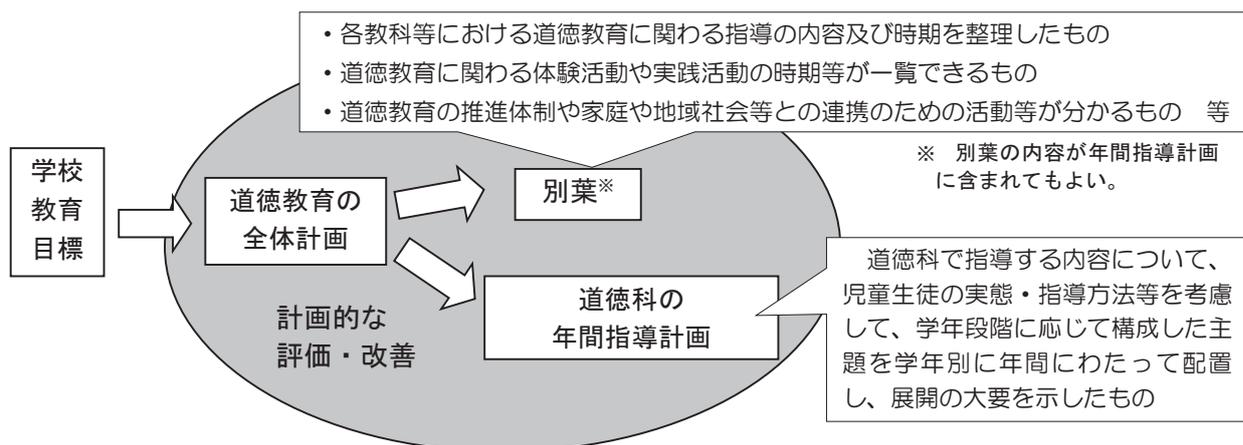
規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信等の自尊意識や他者への思いやり等からなる道徳性を育むため、道徳科の授業の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む道徳教育を推進する。

道徳科を要として 学校の教育活動全体 を通じて行う指導の 工夫

- ◇道徳科、各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行う。（道徳科の授業での補充・深化・統合による道徳性の育成）
 - ・児童生徒の発達の段階や特性を踏まえた指導内容の重点化
 - ・全体計画、別業、年間指導計画に基づいた道徳教育の確実な実施
 - ・豊かな体験活動との関連を図った指導の充実
 - ・1人1台端末や「新ふるさと心（デジタル教材）」によるICTの有効活用

全教職員の協力による 道徳教育の展開

- ◇学校教育目標の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開する。
 - ・道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教職員が参画する体制の具体化
 - ・全体計画、別業、年間指導計画の作成と、校内の研修体制の充実



家庭・地域社会との 効果的な連携

- ◇家庭・地域社会との連携を図る取組等、各学校が創意工夫し、地域ぐるみで子どもを育てる道徳教育の充実を図る。
 - ・道徳科の授業公開、教科書や「新ふるさと心（デジタル教材）」の家庭での活用、自校の道徳教育を紹介するたよりの発行等、家庭や地域社会との連携を図るための工夫
 - ・「いのちのせんせい」等、地域の人材を招いての学習の実施
 - ・家庭と連携して行う活動や地域の特色を生かした活動等の推進

■主な事業

○豊かな心を育てる事業

- ・「いのちのせんせい」派遣事業：命を守り、命を大切にする意味について語る「いのちのせんせい」として助産師、消防職員、獣医師、介護福祉士、手話通訳士を希望校に派遣する。
- ・道徳教育指導力向上研修講座：道徳教育を推進する上での課題について認識を深め、各学校における道徳教育の推進を図る。

- 郷土に誇りを持つ教育の推進事業：児童生徒の郷土愛を育む教材（かがわふるさと百人一首）の活用やふるさと香川の「ひと・もの・こと」を取り上げた参加体験型学習の充実を図る。

「特別の教科 道徳」の評価について

【道徳科の評価の在り方】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること
 - ※ 大きくくりなまとまりとは、学期や年間でのまとまりのこと。「A 主として自分自身に関すること」などの内容項目のまとまりではない。
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- 学習活動において児童生徒がより**多面的・多角的な見方へと発展**しているか、道徳的価値の理解を**自分自身との関わり**の中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること

平成 28 年 7 月 「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482_2.pdf



Q. 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させている子どもの姿とは、どのようなものですか？

A. 具体的な例として、次のような児童生徒の姿が考えられます。

- ・道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を、様々な視点から捉え、考えようとしている。
 - ・自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしている。
 - ・複数の道徳的価値の対立が生じる場面において、立場によって取り得る行動が違うことの影響を考えようとしている。
- など



Q. 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めている子どもの姿とは、どのようなものですか？

A. 具体的な児童生徒の姿として、次のような例が考えられます。

- ・読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしている。
 - ・授業で取り上げた道徳的価値について、現在の自分自身を振り返り、これからの自己の言動について考えている。
 - ・道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解をさらに深めている。
 - ・道徳的価値を実現することの難しさについて、自分の経験を想起しながら考えている。
- など

■関連資料

- 教育基本計画指標（令和 6 年度 県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和 7 年度の目標
「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校 5 年生 76.7% 中学校 2 年生 75.5%	現状を上回る水準

- 平成 31 年 2 月 「道徳科の授業づくりと評価」リーフレット

【理論編】



https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/1_leaf-riron_1.pdf

【実践編】



<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/doutokuhyoukajissen2>

2 自己指導能力の獲得を支える生徒指導

生徒指導の目的は、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」（生徒指導提要）である。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を児童生徒一人一人が身に付けることが重要である。

自己存在感の感受

- ◇学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感する機会を用意する。
 - ・自己肯定感や自己有用感の育成
 - ・一人一人の内面の変化に気付けるきめ細かい日常観察と記録の情報共有
 - ・アンケート調査や教育相談を活用した児童生徒の悩み等に組織で対応
 - ・進学時の不安・悩み等をはじめとした児童生徒の内面に対する共感的理解
 - ・児童生徒の特性や背景に応じた適切な指導等による信頼関係の構築

共感的な人間関係の育成

- ◇自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を構築する。
 - ・支持的で創造的な学級・ホームルームづくり
 - ・学級内の対人関係及び集団活動・生活をする際のルールづくり
 - ・児童生徒が相互に認め合うリレーションづくり
 - ・異学年連携や異校種間連携、地域との連携等を図るネットワークの構築

自己決定の場の提供

- ◇自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等、体験の場を充実する。
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
 - ・特別活動を中心とした児童生徒の決定が反映される生活づくり
 - ・自己決定したことを自ら振り返り、よさを称賛し合える場づくり

安全・安心な風土の醸成

- ◇児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する。
 - ・互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土づくり
 - ・教職員による児童生徒への言動等の配慮

関連事業等

「いじめゼロ子どもサミット（セミナー）」「13歳の自律教室」「非行防止教室」「スクールカウンセラー配置事業」「スクールソーシャルワーカー配置促進事業」「スクールサポートチーム派遣事業」「スクールロイヤー相談事業」「不登校支援ネットワーク事業」「学校支援アドバイザー活用事業」「学生ボランティア派遣事業」「かがわマナーアップリーダーズ活動」「いじめ相談電話24時間体制事業」「インターネット有害情報対策事業」「不登校対策スーパーバイザー活用事業」「校内サポートルーム（KSR）研究指定校事業」「明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業」「小中（中高）生徒指導担当教員連絡協議会」「『チーム学校』連絡協議会」「学校・警察相互連絡制度」「香川県不登校児童生徒支援協議会」「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」「香川県いじめ防止基本方針」「いじめ問題対策連絡協議会」



関連資料

【生徒指導提要】

○ 教育基本計画指標（令和6年度 県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「自分には、よいところがあると思いますか」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 70.9%	小学校5年生 72%
	中学校2年生 72.1%	中学校2年生 67%

◆ 生徒指導提要 文部科学省 (https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf) QRコード上記参照

3 体験活動等の推進

宿泊学習等の自然体験やボランティア活動等の社会体験などを通じて、主体的に課題に挑戦したり、多様な他者とともに物事を進める喜びや充実感を体得したりすることで、豊かでたくましい心身を育み、自然を尊ぶ心や社会奉仕の精神を培う。

体験を重視した 教育課程の編成

◇カリキュラム・マネジメントの視点から指導内容の精選を図るとともに、指導形態、1単位時間や授業時数の運用などに創意工夫を加え、指導計画において体験活動を適切に位置付ける。

- ・小・中・高を見通して系統立てた体験活動の計画
- ・道徳科における体験の生かし方を工夫した指導の充実
- ・特別活動における集団活動による体験的な活動の充実
- ・総合的な学習の時間における体験を通して課題を追究する活動の充実
- ・各活動のねらいを達成するための事前・事後指導の充実(体験の言語化を促進)

ボランティア活動の 充実

◇地域社会の一員であることの自覚を促すボランティア活動の機会を創出する。

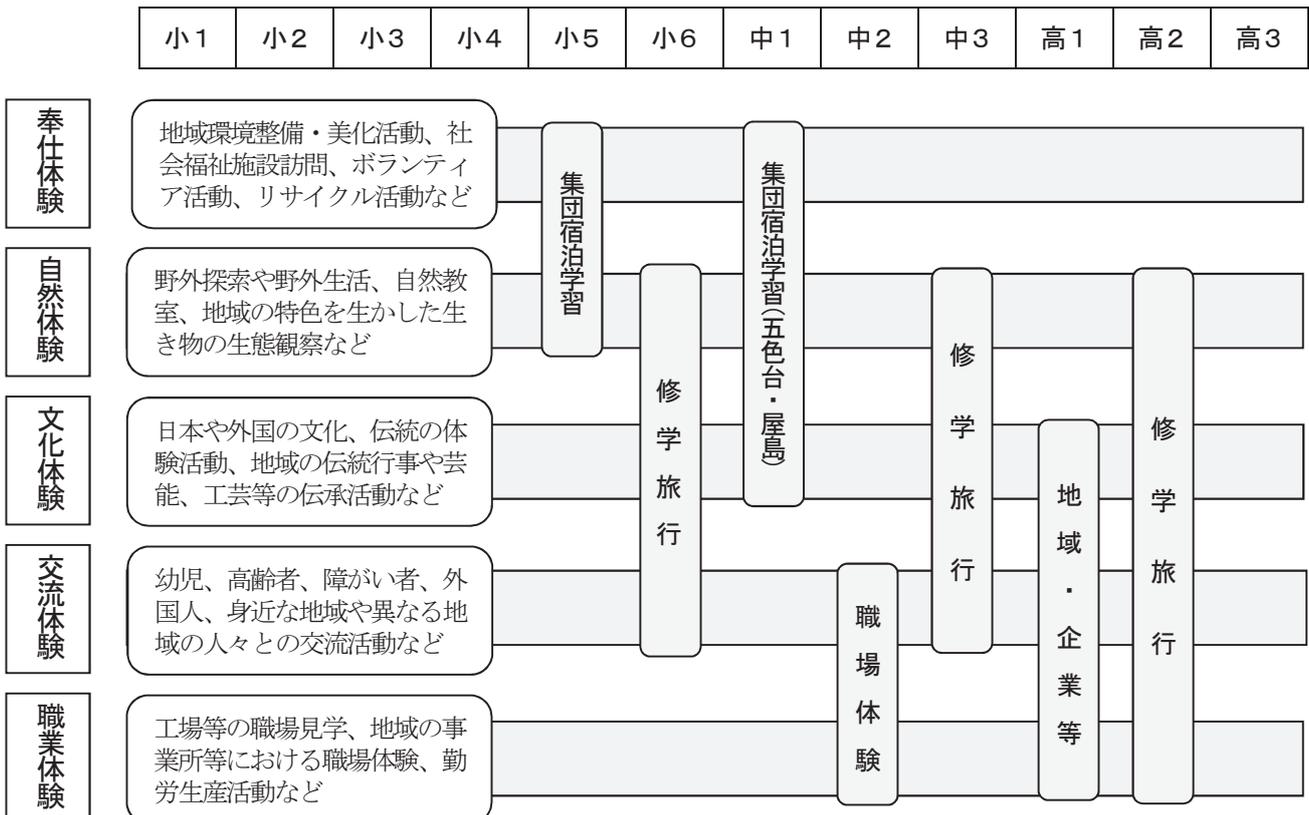
- ・家庭や地域と連携を深め、地域の人々との幅広い交流ができる工夫
- ・地域のニーズに応じた活動の推進、活動の様子を地域社会へ発信

児童生徒の自主的・ 自発的な活動の重視

◇学級・学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、児童生徒が自主的・自発的に活動できるよう工夫する。

- ・児童生徒の発意・発想に基づき、児童生徒が活動計画を作成し、活動できる展開の工夫
- ・仲間と協力して活動を進めることができた喜びや計画したことが実現できた満足感を味わい、自己や仲間のよさや可能性に気づき、自信をもつ場の充実

■関連資料 「本県の学校教育における体験活動の系統」



4 文化芸術活動の充実

児童生徒の文化芸術活動を奨励し、学校における特別活動等の時間を使って、優れた舞台芸術や美術に関わる方を招へいするなどして、文化芸術を鑑賞したり体験したりする機会の充実に努める。

学校教育における 文化芸術活動の推進

- ◇教育課程の中で各教科や領域の学習を相互に関連させながら文化芸術活動の推進を図る。
 - ・社会科や総合的な学習の時間を活用した、伝統文化を調べたり体験したりする機会の充実
 - ・学校における優れた舞台芸術体験や映画鑑賞の機会の充実
 - ・文化活動の成果を発表する機会の充実及び中学校の文化部活動の活性化
 - ・瀬戸内国際芸術祭をはじめとする地域における文化芸術活動への参加

県立文化施設等を 活用した子ども向け 事業の充実

- ◇各種体験事業等を通して、子どもたちが芸術やスポーツ等に触れる機会の充実に努める。
 - ・県立ミュージアムや漆芸研究所等の県立文化施設の活用
 - ・県民ホールにおけるジュニア・オーケストラの育成や芸術大学と連携した公開レッスンの実施
 - ・スポーツ施設におけるトップレベルの競技の参観及びトップアスリートによる指導機会の提供
 - ・五色台少年自然センターや屋島少年自然の家における自然体験の機会の充実

5 環境教育の推進

身近な自然や地域社会での様々な体験活動を通して、児童生徒の環境に対する豊かな感受性を培い、環境の保全や資源の有効活用等、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を育成する。

環境に対する 豊かな感受性や 実践力の育成

■主な事業

「チャレンジ！グリーン活動」推進事業（令和6年度参加校 24校）

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyouji/gimukyoyiku/gakko/kannkyou/green/kfvn.html>

- 省資源・省エネルギー推進コース
 - ▶ 資源の有効活用や地球温暖化防止活動など
- 生物保護コース
 - ▶ 生物の飼育、野生生物の観察及び保護活動など
- 学校・地域環境保全コース
 - ▶ 学校内外の清掃や緑化活動など



- ◇児童生徒の発達の段階に応じ、環境に関する学習や体験活動を工夫する。
 - ・環境に対する豊かな感受性を育む自然体験の充実
 - ・自然との関わり方を身近なところから見つめ直す活動の工夫
(参考)「さぬきっ子環境スタディ」(香川県独自の環境学習教材)
https://static.kagawa-ebooks.jp/actibook_data/sanukikko_environmentstudy/
- ◇地域、社会施設、関係機関等との連携を図り、教育活動全体を通じた環境教育を推進する。
 - ・ねらいや重点を明確にした環境教育の指導計画の工夫
 - ・各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における、環境に関する学習の充実
 - ・地域の自然や施設、関係機関等を活用した環境に関する学習の充実

6 人権・同和教育の推進

学校(園)における推進体制を確立するとともに、人権・同和教育を教育計画に位置付けた上で、各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特質を生かしながら、教育活動全体を通じて人権・同和教育を推進する。

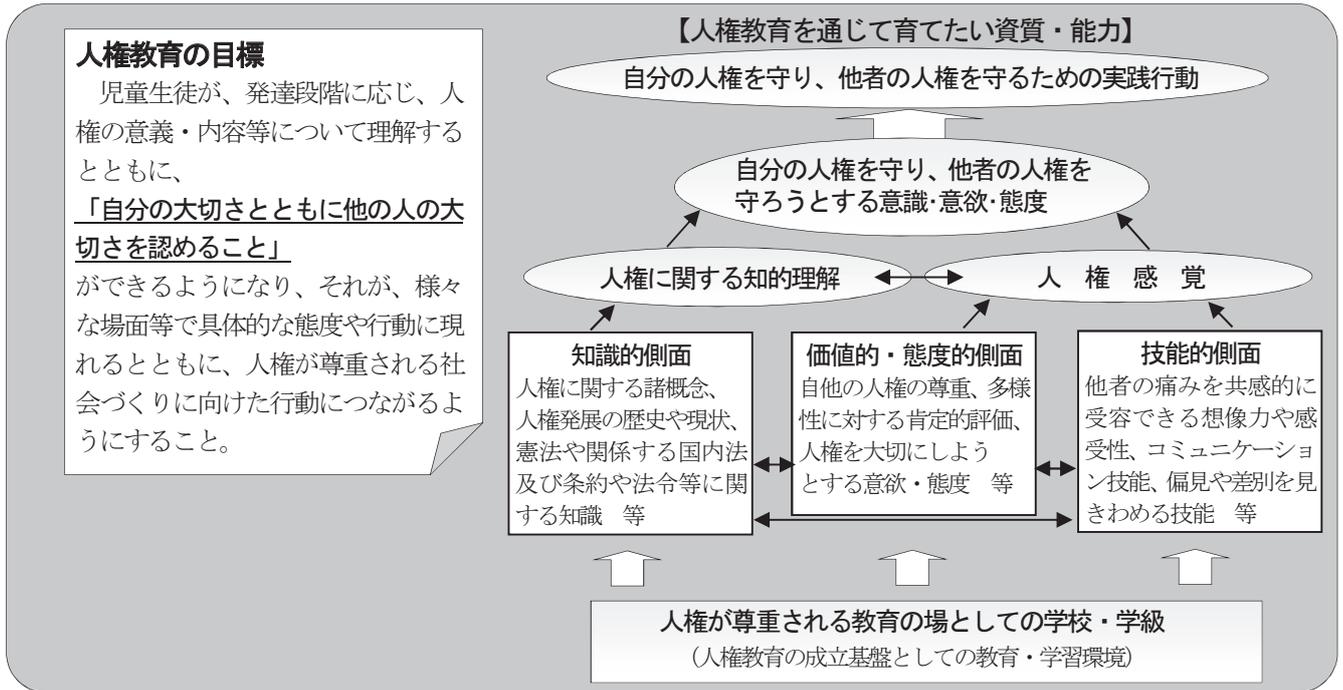
指導内容や方法の工夫、改善	◇人権問題を主体的に解決する実践力を育成する。 ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨に沿い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成の両立を目指した指導内容や方法の工夫・改善 ・人権感覚の育成に効果的な参加体験型学習の推進
自尊感情の育成と仲間づくりの推進	◇人権が尊重されている教育の場としての学校・学級の基礎を培う観点に立った自尊感情の育成と仲間づくりの充実を図る。 ・自己をかけがえのない存在として認識できる指導の充実 ・人権が尊重され、安心して学ぶことのできる環境づくりの工夫 ・互いに認め合い、高め合うことのできる仲間づくりの推進
課題解決に向けた子どもへの支援	◇子ども一人一人の自己実現に向けた支援を行う。 ・学ぶ側の立場に立った分かる授業と支援の充実 ・課題の背景にある要因の多面的な分析とそれに基づいた全教職員による一体的な指導の推進 ・将来の夢や希望を育むための体験的な取組の充実
教職員研修の充実と評価の実施	◇校(園)長のリーダーシップのもと、全教職員が一体となって取り組む体制を確立する。 ・全教職員の人権感覚を高める校内研修の工夫 ・「人権・同和教育教職員ハンドブック」、「人権・同和問題学習教職員リーフレット」等を活用した研修や校(園)外での研修の推進 ・人権・同和教育推進状況調査の結果等を活用したPDCAサイクルの構築
家庭・地域、関係機関及び学校(園)間の連携の強化	◇心豊かでたくましい子どもを共に育てる環境をつくる。 ・長期的な展望に立った家庭・地域、関係諸機関との連携の強化 ・子どもの実態を踏まえた学校(園)間の連携の強化 ・人権に関する授業や人権集会等の積極的な公開と地域人材の活用

■主な事業

- 人権・同和教育若年教職員パワーアップ研修事業
・採用されて15年以内の若年教職員を対象に、当事者による講話や授業力向上のためのワークショップ、同和問題学習を主題とした指導案の作成・模擬授業の実践等を通して、人権・同和教育の指導力向上を図る。
令和7年度 8月5日(火)、8月18日(月)、12月25日(木)
- 人権・同和教育出前講座事業
・学校(園)や市町に対して、人権・同和教育課の職員を派遣し、研修会等の指導及び助言、講話・講演等を通じて、人権・同和教育の推進を図る。
- 人権・同和教育指導資料作成事業
・授業で活用できる読み物資料とその展開例を作成・提供し、人権・同和教育の推進を図る。
人権・同和教育指導資料(中学校編)平成31年3月改訂
人権・同和教育指導資料(小学校編)令和2年3月改訂
- 人権・同和教育視聴覚教材(DVD・ビデオ)購入・貸出
・人権・同和教育に関する教材を購入し、学校や市町(学校組合)教育委員会へ貸し出し、教育・啓発に利用する。

人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] より

I 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方 ⇒ 「指導等の在り方編」 p 4～

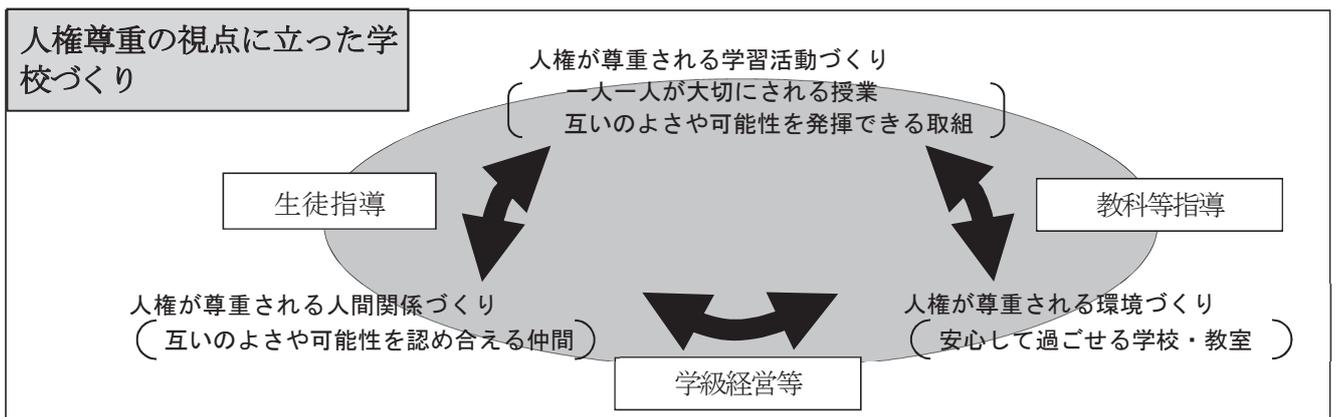


【参考1】 隠れたカリキュラム ⇒ 「指導等の在り方編」 p 9

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘があります。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものです。

例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分です。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのです。だからこそ、教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要です。

II 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進 ⇒ 「指導等の在り方編」 p 10～



【参考2】 効果のある学校 (effective school) ⇒ 「指導等の在り方編」 p 16

今日、「効果のある学校」に関する研究が国内外で進められています。これらの研究では、「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」において、学力の向上と人権感覚の育成とが併せて追求されている点に注目しており、人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める学力形成においても成果を上げているとの指摘を行っています。

一人一人の個性やニーズに応じた基礎学力を獲得するためには、学校・学級の中で、現実に一人一人の存在や思いが大切にされるという状況が成立していなければならないからです。

Ⅲ 人権が尊重される授業づくりの視点例 ⇒「実践編」p3～

視 点	ね ら い	ポイント・留意点
自己存在感を持たせる支援を工夫する	「授業に参加している」という実感を持たせる	○座席の工夫や発問・応答の工夫 等
	「自分が必要とされている」という実感を持たせる	○一人一人が活躍する場の工夫 ○協力して活動できる場の工夫 等
	教師自身が一人一人を大切にす姿勢を示す	○発言しない児童生徒への適切な支援 等
共感的人間関係を育成する支援を工夫する	「自分が受け入れられている」と実感ができる雰囲気をつくる	○互いを尊重し合う人間関係づくり ○自由に発言できる雰囲気づくり 等
	「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる	○他者に学ぼうとする態度の育成 ○異なる意見を理解する技能の育成 等
自己選択・決定の場を工夫して設定する	学習課題や計画を選択する機会を提供する	○学習の見通しをもてる支援 等
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する	○多様な教材・教具の準備 等
	学習方法を選択する機会を提供する	○実態を踏まえた学習方法の提示 等
	表現方法を選択する機会を提供する	○多様な表現方法の提示 等
	学習形態や場を選択する機会を提供する	○学習形態や活動の場を多様に提示 等
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する	○学習成果のまとめ方を多様に提示 等

Ⅳ 人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点と取組例 ⇒「実践編」p5～

取 組	内 容
人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり	○学級組織（係）ごとのコーナーを設け、学級への願いや要望、よりよい学級生活をつくるための問題提起を行う。 ○学習の成果物（作品等）を掲示する。その際、児童生徒自身の解説や評価（自己評価、他者評価）、教師の評語を添え、達成感や有用感、肯定的なセルフイメージの形成を図る。 等
課題意識を高める場づくり	○課題意識を喚起するような情報を教師が意図的に掲示する。 等
発見の喜びを味わえる場づくり	○児童生徒が集めた情報の中から、喜びや感動、疑問や怒りを感じたことを級友に知らせるコーナーを設置し、帰りの会等で発表させる。 等
創造する喜びを味わえる場づくり	○共同作業をすることのできる作業台（広めの机）を設置したり、筆記具・文房具を常備したりして、自発的・創造的な協働作業を促す。 等

Ⅴ 授業等で配慮したいポイント例（人権尊重の視点から） ⇒「実践編」p81

場 面	内 容
児童生徒の呼名	子どもによって異なる呼び方が不公平感等を与えていないか
座席替えやグループ決め	くじびき、名簿順等で決めたり、児童生徒同士で決めさせたりしていないか
教室での指名	日付順、席順、名簿順、物理的条件等によって指名していないか
机間（個別）指導	机間指導の仕方に偏りがいないか
児童生徒の言動等に対する改善点の指摘	特定の児童生徒への改善点の指摘を、他の児童生徒に求めているか
時間配分・進行管理等の判断	教員自らの判断を曖昧にしていないか

■関連資料

○教育基本計画指標（人権・同和教育推進状況調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	88.3%	100%

○人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm (指導等の在り方編) (実践編)

○県教育委員会作成資料（香川県教育委員会事務局人権・同和教育課HPより）

◆人権・同和教育教職員ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育」

◆人権・同和教育問題学習教職員リーフレット「『人権意識を学ぶ』授業から『実践行動を学ぶ』授業へ」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/dowakyoiku/syokai/organization/kfvn.html>

7 いじめや暴力の未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることや学校が認知できていないものもあり得ることを十分に認識し、「香川県いじめ防止基本方針」にしたがって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、学校組織全体で取り組むことが大切である。また、暴力行為については、児童生徒一人一人の特性を共感的に理解し、組織的対応等について共通理解を図るとともに、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性が高まるよう教育活動の充実に努めることが大切である。各学校においては、その学校固有の生徒指導に関する課題について全教職員が共通理解を図るとともに、課題に対して組織的、機能的に対応できる指導体制の構築を目指す。

児童生徒理解の深化

- ◇学校の教育活動全体を通じて、全教職員で児童生徒を多面的・共感的・総合的に理解し、的確な把握に努めることにより、児童生徒理解の深化を図り、児童生徒との信頼関係を築く。
 - ・児童生徒の生徒指導上の問題行動等を把握し、全教職員での共通理解
 - ・学校間や校種間において生徒指導上の情報を共有し、問題行動等の未然防止を目指した効果的な連携の推進

人間関係づくりと自己指導能力の育成

- ◇自己の生き方に向き合い、自己実現を達成するために、社会や集団の変化に対応しながら主体的に自己の判断、責任において自らの行動を決定していく能力の育成を目指す。
 - ・学級や学年、学校の枠を超えた児童生徒の交流活動の充実
 - ・学校教育活動全体を通して、児童生徒の自発的、自治的活動の推進

生徒指導体制の充実と関係機関等との連携

- ◇問題行動等に対する危機意識を持ち、全教職員による校内指導体制の構築を図るとともに、SNS等の利用による交友関係の広域化や、心理面に関する専門的な判断の必要性等、学校だけでは対応できない問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートチーム等を活用しながら、実態に応じて警察や児童相談所等の関係機関と連携し、生徒指導体制の充実に努める。
 - ・学校だけでは対応が難しい生徒指導上の課題について、「チーム学校」として、心理や福祉、司法等の専門スタッフ（SC、SSW、SST等）を効果的に活用し、ケース会議を行う等、対策を協議
 - ・教職員の教育相談に関する研修や校内組織の見直しを行う等、問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に向けた教育相談体制の充実
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に則った組織対応と記録、必要に応じた基本方針の見直し・改善
 - ・非行防止や立ち直り支援、再非行防止等を目指した関係機関との緊密な連携

■関連資料

- 教育基本計画指標（令和6年度 県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 81.0% 中学校2年生 78.4%	現状を上回る水準

- 県教育委員会作成リーフレット等

◆ 「子どもは待っています 先生のあたたかい手を～暴力行為を起こす児童生徒の立ち直りに向けた望ましい支援～」

(https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/tachinaori_1.pdf)



8 不登校児童生徒への支援

不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであるため、登校していない状態を問題行動と受け取られないよう配慮する必要がある。児童生徒が登校したくなる魅力的な学校づくりなど未然防止の取組みを進めるとともに、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すことが大切である。

「児童生徒理解」を深める

◇児童生徒の心情を様々な面から見つめ、不登校につながる恐れのある要因について把握する。

- ・ 日常の授業や活動における行動観察

「子ども理解」の機会

児童生徒と談笑できる休み時間や放課後
 がんばりを見つけて認めることができる日々の授業
 集団の中での状況が見えてくる班活動や学級活動
 別の一面が見えてくる児童会・生徒会活動や異学年交流、部活動 等

- ・ 連絡帳やカード等のコミュニケーションツールの活用
- ・ 普段の学校や家庭の様子について、保護者との情報交換
- ・ ICTを活用した健康観察

「チームの力」を發揮する

◇支援の必要な児童生徒について、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な支援策を策定する。

- ・ 職員間での日常的な情報交換
- ・ 新たな不登校を生まない環境づくりや早期発見、早期対応の取組
- ・ 教育相談担当や専門職員を軸とした相談体制の充実

【スクールカウンセラー】

児童生徒や保護者とつながることで、課題の早期対応を図る
 心の専門家として、児童生徒のSOSを受け止める

【スクールソーシャルワーカー】

児童生徒の生活全体を視野に入れ、家庭、学校、地域をつなぐ
 福祉の専門家として、児童生徒が安心できる生活環境をつくる

- ・ 学校外の関係機関や専門機関との連携による支援

見通しをもって粘り強くかかわる

◇不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けて、適切な支援や働きかけを通して、児童生徒との信頼関係を築くよう努める。

- ・ 接続する小・中学校間における情報共有等の一層の充実
- ・ 心理や福祉等の専門家によるアセスメント
- ・ 社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援

■関連資料

○教育基本計画指標（令和6年度 県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「学校に行くのは楽しいと思う。」との質問に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 77.0%	小学校5年生 83.0%
	中学校2年生 77.0%	中学校2年生 82.3%

○文部科学省通知（令和4年6月10日付）

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(文部科学省HPより)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/001/toushin/mext_01151.html)

○県教育委員会作成手引き

「Let's Team Support さぬきっ子の社会的な自立をチームで支えよう」

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15170/tebiki.pdf>)



9 インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒においても、インターネットがコミュニケーションや情報検索の日常的な手段として定着している。また、生成AI等の新たな情報技術も急速に普及しつつある現状において、これからのデジタル社会を生きていくうえでも、インターネット等を通して得られる多種多様で膨大な情報の中から有害な情報を除きながら、ルールやマナーなどを守り、主体的に、正しく利用する力が求められている。このため、児童生徒のインターネットの適正利用に関する知識の習得や情報モラルの育成とともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を推進する。

情報モラルの育成と有害情報対策等の推進

◇著作権の尊重や個人情報の保護など、デジタル社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育てるとともに、インターネット上の違法・有害情報等に適切に対応できるようにするため、情報モラルの指導やメディアリテラシー教育の充実に努めるほか、インターネット上の有害情報から児童生徒を守るための対策を、総合的かつ横断的に推進する。

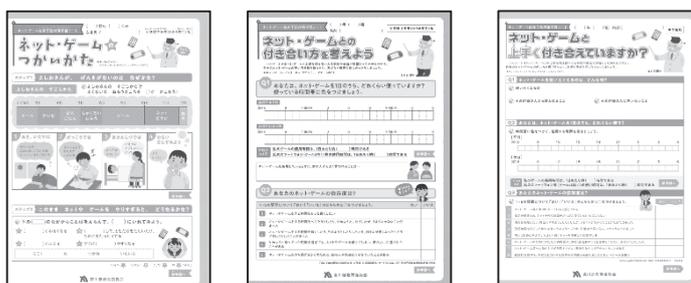
- ・情報モラルの指導やメディアリテラシー教育の充実に、教職員への研修
- ・インターネットの利用に関する安全教室等の活用
- ・トラブルの発見、早期対応
- ・保護者への啓発の充実に

ネット・ゲーム依存予防対策の推進

◇ネット・ゲームの適正な利用について、各家庭におけるルールづくりの必要性に関する理解が深まるよう、子どもへの指導及び保護者への啓発を行う。

◇ネット・ゲーム依存予防をはじめ、スマートフォン等の適正利用を推進するため、保護者に向けた学習機会の提供や啓発資料の配布などを通して、保護者自身が子どものインターネット利用や、子どもとのかかわり方について考えることを働きかける。

- ・「ネット・ゲーム依存予防対策学習シート」の活用による家庭でのルールづくりの推進と振り返りによるフォローアップ
- ・「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」の活用等による予防対策の推進、依存傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応
- ・保護者向けの動画教材、啓発冊子等の活用の推進
- ・医療機関をはじめとした関係機関との連携の推進



【 ネット・ゲーム依存予防対策学習シート 】

■関連資料

○ 教育基本計画指標（令和6年度 県学習状況調査質問紙調査）

指 標	現 状	令和7年度の目標
「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 67.9% 中学校2年生 60.9%	小学校5年生 75% 中学校2年生 66%

○ 「イマドキさめき思春期（親子で考えよう！スマホとの正しい付き合い方）」

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/14861/imadoki.pdf>)



○ ネット・ゲーム依存予防対策学習シート及び展開例

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/gimukyoi/syokai/sonota/internet/gakusyusheet.html>)

○ 「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kyoisomu/syokai/sonota/internet/index.html>)



第3章

未来を支える健やかな体づくりの推進

1 体力づくりの推進

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素である。

体育科、保健体育科の授業充実

- ◇心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、「体づくり運動」の学習を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できるようにする。
- ◇「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようにする。
 - ・運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けることができるようにする。
 - ・各種の運動を適切に行うことにより、その結果として体力の向上を図ることができるようにする。
 - ・自己の体力や体の状態に応じた高め方を理解するとともに、学習したことを家庭などで生かすことができるようにする。(小学校)
 - ・自己の体力の状況を捉えて、目的に適した運動の計画を立て取り組むことができるようにする。(中学校)

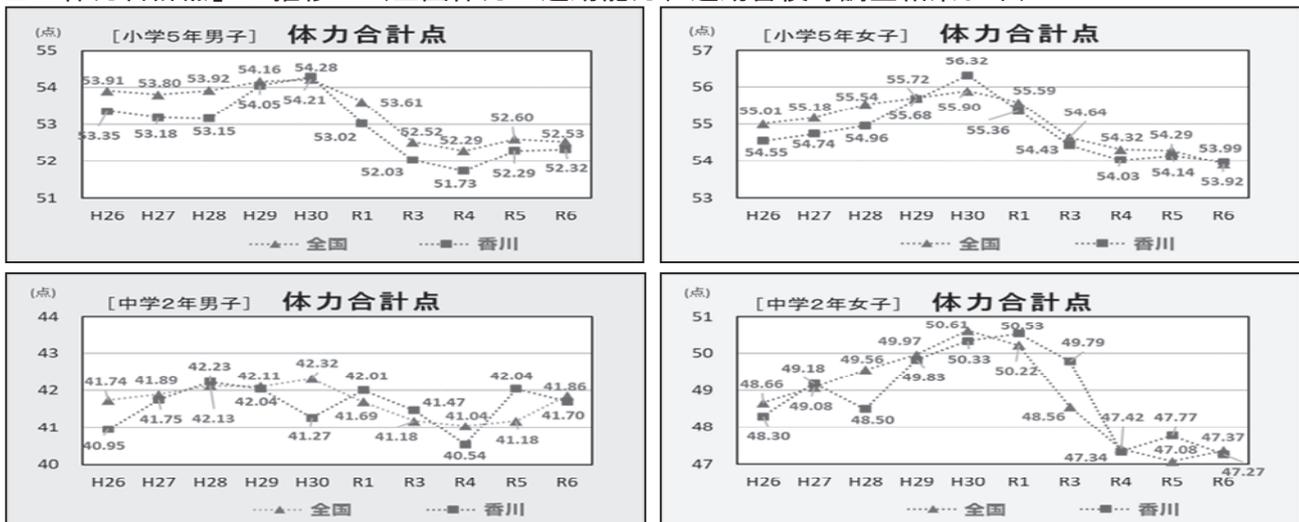
体力づくり活動の推進

- ◇教育活動全体や実生活を通して、体育活動が計画的・継続的に実践される指導計画を工夫し、発達の段階を踏まえて基礎的な体力の向上を図る。
 - ・「体力向上プラン」については、「新体力テストの数値」、「運動に対する意識や運動習慣形成」の2点から目標設定し、各校の実態に応じた取組を推進する。
 - ・「讃岐っ子パワーみんなでチャレンジ」事業及び「あそびンピック」事業等の取組を推進する。
 - ・「さぬきっ子チャレンジカード」の活用等、運動習慣の二極化の改善に向けた取組の充実を図る。

家庭や地域との連携

- ◇家庭や地域と連携して、児童生徒が主体的に体育やスポーツ活動に取り組むことができるようにする。
 - ・休日の運動部活動についての地域移行を推進する。(中学校)
 - ・家庭と連携して主体的に運動やスポーツに取り組むことができるようにする。

■「体力合計点」の推移 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より)



2 健康教育の推進

心身の健康を保持増進していくために、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、健康を大切にする意欲や態度を育て、生涯にわたって自らの健康を適切に管理し、改善していく実践力を身に付ける。

学校保健に関する校内体制の充実

- ◇多様化、深刻化している児童生徒の現代的健康課題を解決するため、全ての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図るとともに、連携して保健教育と保健管理に取り組むよう努める。
 - ・保健主事を中心とした学校保健に関する組織活動の推進
 - ・全ての教職員による心身の日常的な健康観察の充実
 - ・健康相談及び保健指導の必要な児童生徒に対する、養護教諭をはじめとする教職員、学校医等による支援の充実

生涯にわたり健康な生活の実践力を育てる健康教育の充実

- ◇現代的健康課題の解決を図るため、児童生徒の発達の段階を踏まえ、自らの健康課題を認識し、状況に応じた的確な判断のもと、主体的に適切な行動がとれる実践力の育成に努める。
 - ・各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等との関連を図り、学校教育活動全体を通じた健康教育の充実
 - ・養護教諭等の積極的な参画による専門性を生かした保健教育の推進
 - ・「早寝・早起き、朝ごはん」を基本とする望ましい生活習慣形成の推進
 - ・学校歯科医等との連携を図った歯・口の健康づくりの推進
 - ・薬物乱用防止教室の実施等、全ての学校における薬物乱用防止に関する指導の充実
 - ・生命(いのち)の安全教育と性に関する指導の充実

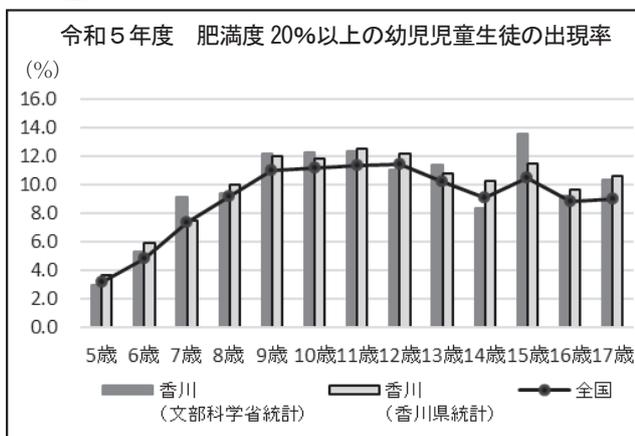
心身の健康に関する健康相談の充実

- ◇児童生徒の心身の健康に関する問題に対応するため、健康相談の充実に努める。
 - ・養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かした健康相談の推進
 - ・全ての教職員、学校三師、地域の専門医・医療機関等と連携した、組織的な健康相談・保健指導の推進

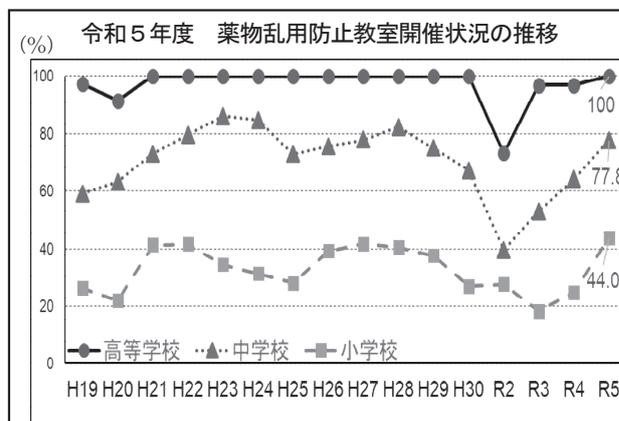
家庭、地域の関係機関との連携の推進

- ◇児童生徒の健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が役割分担を適切に行い、連携を強化した学校保健活動を推進する。
 - ・学校三師、地域の医療機関、保健所との連携を図った感染症対策の徹底
 - ・適切なテーマを設定し、児童生徒の健康課題を研究協議する学校保健委員会や、地域にある幼保こ小中高特が連携した地域学校保健委員会の推進
 - ・メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患への対応等、家庭や地域の医療機関との連携による保健管理及び保健教育の充実

■関連資料



「令和5年度 学校保健統計調査」から



「令和5年度 薬物乱用防止教室開催状況調査」(~R5) 及び「令和2年度 学校保健に関する調査」(R2のみ)から (但し R1 は調査未実施)

3 食育の推進

生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育むために、児童生徒がその発達の段階に応じて食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の充実を図りながら、学校における食育を一層推進する。

学校教育活動全体を通じて行う食に関する指導の充実

- ◇学校教育活動全体を通して、食育の推進を図り、食に関わる資質・能力の育成に努める。
 - ・食育推進体制を整備し、全教職員の共通理解を図った組織的な食育推進
 - ・学校教育目標を踏まえた食に関する指導の全体計画等に沿って、給食の時間を活用した食に関する指導や各教科等における継続的、体系的な指導
 - ・食に関する体験活動を通じた食に関する理解を深める指導
 - ・食事マナーや会食、健康と食事、安全・衛生等給食の時間の特性を生かした給食指導
 - ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別の相談指導の充実と関係機関等との連携

安全性の確保と教材としての学校給食の充実

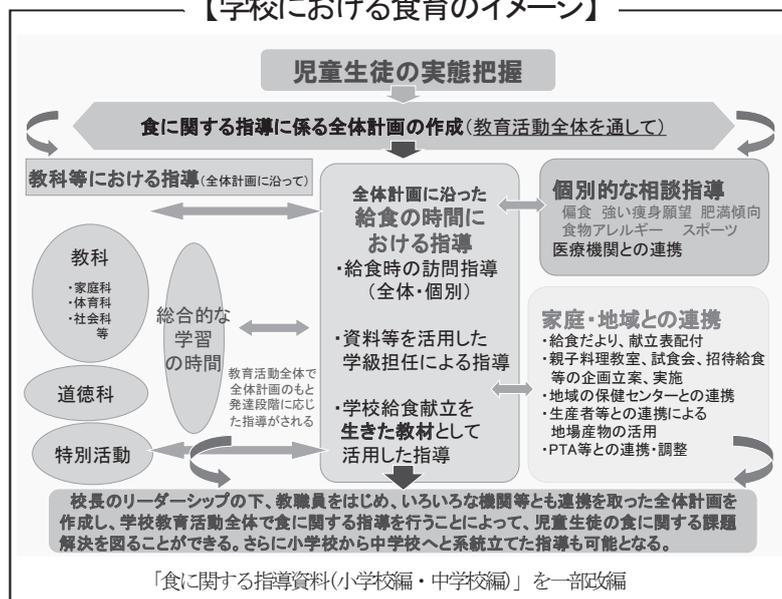
- ◇衛生面に配慮した安全な食事であるとともに栄養バランスのとれた多様な食品が適切に組み合わせられた食事の摂取を通して、自己の健康管理ができる能力の育成に努める。
 - ・郷土料理や伝統的な食文化の継承と地場産物・国産食材の積極的な活用、自然の恩恵や食に関わる人々の活動についての理解を深める指導
 - ・ゆとりのある給食時間の設定と望ましい食事環境の整備
 - ・食中毒の防止、異物混入の防止、食物アレルギー対応、窒息事故防止等の学校給食におけるリスクマネジメントの徹底

家庭や地域との連携の推進

- ◇家庭や地域社会と連携、協働し、朝食欠食をなくすなど児童生徒の望ましい食習慣の定着に努める。
 - ・地域の幼保こ小中高との連携による発達の段階に応じた食に関する指導の推進
 - ・親子料理教室、給食試食会、児童生徒による弁当づくりの実施、学校保健委員会の活用等、家庭や地域社会も巻き込んだ取組みの工夫

■関連資料

【学校における食育のイメージ】



○ 「第4次かがわ食育アクションプラン」(令和3年度～7年度)における取組指標のうち課題となっている項目

項目	策定時 (R2年度)	R5年度	R7年度 目標
朝食を毎日食べている児童生徒の割合	小学校 6年生	85.2%	82.5%
	中学校 3年生	82.5%	83.0%
栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導を行っている学校の割合	小学校	96.0%	95.3%
	中学校	79.1%	90.5%
地域と連携した体験活動を行っている小学校の割合	77.5%	93.3%	100%
学校給食における地場産物を活用する割合(金額ベース)	54.3% (参考値 抽出調査)	50.1%	維持向上

第4章

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

1 ふるさと教育の推進

身近な郷土の自然や文化、歴史、産業など、先人の営みを学ぶことを通して、ふるさと香川に対して理解を深め、郷土を愛し、大切にし、さらに継承発展させようとする意欲や態度を養い、将来への夢や目標をもって個性や創造性を発揮できる基礎を培うふるさと教育を推進する。

ふるさとのよさを生かした教育計画の作成

- ◇学校、地域の実態を踏まえ、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において、ふるさとに学ぶ学習を位置付ける。
 - ・小学校低学年段階から、身近な地域のよさを実感する場の設定と、ふるさと香川に親しむ機会の導入
 - ・児童生徒の感動を呼び起こしたり、知的好奇心を喚起したり、自分の生き方や在り方について考えさせたりする場の設定

「ふるさと教材」や地域の教育資源の積極的な活用

- ◇香川県の自然や文化、歴史、産業などを盛り込んだ「ふるさと教材」等を各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等において積極的に活用する。
 - ・各教科等の学習内容と関連付けて「ふるさと教材」等を活用した、ふるさとの素晴らしさを実感できる学習の充実（わがまち副読本ライブラリーの設置、ふるさと教材の電子書籍化）
 - ・地場産業や自然、歴史などの各地域の教育資源を活用した体験活動や、地域の人々との交流活動の促進

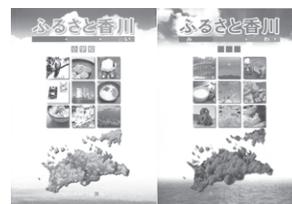
児童生徒が主体的にふるさとと関わる活動の支援

- ◇児童生徒自らが、自分の住んでいる地域やふるさと香川に誇りを持ち、現在と未来のふるさとのためにできることを見付けられるよう、主体的な活動を促進する。
 - ・文化財等を活用した参加型体験学習や文化施設、社会教育施設等において実施される学習についての情報提供
 - ・児童会・生徒会の呼びかけなどによるボランティア活動への参加、他校生とのふるさと情報の交流、地域の人々との触れ合い等、学校外での活動の充実
 - ・香川県の各地域の名所や特産物等を取り上げ、児童生徒が学ぶ機会の確保（香川の「ひと・もの・こと」を取り上げた参加体験イベントの開催）

■関連資料

○「ふるさと香川（小学校・中学校）」（平成17年度発行）

地域を学びの対象とした探究学習教材として活用できるよう発行しています。令和4年度からは香川県教育委員会ホームページに電子データを掲載し、1人1台端末で活用できるようにしています。



○わがまち副読本ライブラリーの設置（平成25年度～）

小学校3・4年生の社会科の「身近な地域や市（町）、自分たちの県」の学習や、総合的な学習の時間の教材研究等に活用できるよう、県内各市町教育委員会が作成した副読本のライブラリーを義務教育課内に設置しています。申請を受けて、貸出を行います。

○かがわふるさと百人一首～子どもが見つけた地域の宝～

児童生徒が、教科学習や総合的な学習の時間等で学んだ、ふるさと香川の「ひと・もの・こと」の中からテーマを選び、考えた歌を百人一首の読み札として使用しています。県内各地の名所・特産物・行事等の写真も掲載され、その中には高校生が撮影した写真が使われている札もあります。



2 キャリア教育の推進

児童生徒が将来、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができるよう、特別活動を学校教育全体で行うキャリア教育の要としつつ、各教科等の特質に応じて、小学校から中学校の9年間を見通し、発達段階に応じた教育活動を展開する。

キャリア教育を通して育成すべき「基礎的・汎用的能力」

- ①人間関係形成・社会形成能力
- ②自己理解・自己管理能力
- ③課題対応能力
- ④キャリアプランニング能力

学ぶこと、働くことの意義の理解と集団の一員としての役割の自覚

校内の体制づくりと理解の促進

家庭や地域等との幅広い連携の推進

- ◇めざす児童生徒の姿が明確なキャリア教育目標を設定する。
- ◇キャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し、振り返ることができるポートフォリオ（キャリア・パスポート）について、小学校から中学校の9年間を見通して活用する。
 - ・児童生徒の発達等に応じ、自分のことから社会のことへと段階的に広げられる活動記録の工夫と蓄積
 - ・「さぬきっ子キャリア・パスポート」等の活用による系統的な指導（例）自己の目標、学校生活の振り返り、授業の学習活動について
学校行事や校外学習（地域の活動）、家庭の取組、部活動について
- ◇日常の生活で児童生徒の「気づき」を促し、主体的に考えさせ、児童生徒の行動や意識の変容につなげることを意図して働きかける「キャリアカウンセリング」の視点を指導の中に取り入れる。
 - ・「聴く」「受け止める」という基本姿勢
 - ・教員の明確な目的（問題解決や意思決定を図る）と意図（自己理解・情報収集・選択肢の検討・将来計画を促す）をもった対話・言葉かけ
- ◇職業や仕事についての理解、自己の可能性や適性の理解、自己有用感の高まりをねらいとする体験活動を実施する。
 - ・地域の職業調べ、職場見学、ボランティア活動、職場体験等の充実
- ◇小・中学校9年間を通じて、自分なりの勤労観・職業観を醸成できるよう、特別活動の学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」を要とした指導の充実を図る。
 - ・働くことの意義、集団の一員として役割を果たすことの大切さを理解させる指導
- ◇教員一人一人のキャリア教育に対する理解と認識を深め、校内の組織・体制を確立する。
 - ・キャリア教育目標の設定、計画の立案や情報提供などキャリア教育を推進する担当者の任命や、行事・活動等を検討する推進委員会の設置
- ◇家庭への積極的な働きかけや地域との連携に努め、学校・家庭・地域等が一体となって様々な場や機会を設定する。
 - ・職場体験等の円滑な実施を支援するため、市町（学校組合）教育委員会、P T A、商工会議所等への協力依頼

■関連資料

- 小学校キャリア教育の手引き-小学校学習指導要領(平成29年告示)準拠- 令和4年3月 文部科学省
- 中学校・高等学校キャリア教育の手引き-中学校・高等学校学習指導要領(平成29年・30年告示)準拠- 令和5年3月 文部科学省
- 「キャリア・パスポート 特別編1～10」 平成30年～令和4年 国立教育政策研究所
- 「さぬきっ子キャリア・パスポート」 令和2年～ 香川県教育委員会義務教育課

3 国際理解教育の推進

国際化の進展に対応するため、日本人としての自覚をもち、広い視野をもって異文化を理解するとともに、異なる文化や習慣をもつ人々と共に生き、国際社会に生きる人間として望ましい態度や能力を育てる。

国際社会に生きる人間として望ましい態度や能力の育成

- ◇広い視野をもち、異文化に対する理解を深めるとともに、我が国の文化や伝統、他国を尊重する姿勢をもち、異なる文化をもつ人々と共に協調して生きていく態度などを育成する。
 - ・一人一人の「違い」を受容しようとしたり、相互に共通している点を共感的に受け止めたりする活動の工夫
 - ・郷土や我が国の歴史、文化・伝統及び異文化への理解を深める活動の工夫
 - ・日本の文化や自らの考え方を積極的に外国の人々に発信する活動の充実
 - ・英語によるコミュニケーション能力を育成するための小・中・高等学校を通じた外国語教育の推進

教育活動全体を通じた国際理解教育の推進

- ◇社会科や外国語科などの各教科、特別活動や総合的な学習の時間等を通じて、外国の生活や文化などに触れる体験の充実を図る。
 - ・様々な言語に触れ、人々の日常生活に密着した生活文化や学校に関するものなど幅広い題材での指導の充実
 - ・平和、人権、環境等の地球規模での課題についての調べ学習や体験学習、交流活動等の学習活動の工夫
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒との相互啓発を通じた尊重し合う態度を育成する取組の工夫
 - ・地域在住の外国人や外国語に堪能な人材、多様な国の国際交流員を活用した教育活動の促進

帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実

- ◇帰国・外国人児童生徒等について、日本語指導や適応指導の充実等を含めた受け入れ体制の整備を推進する。
 - ・「帰国・外国人児童生徒日本語指導資料」の活用（平成22年3月香川県教育委員会）
 - ・文部科学省外国人児童生徒等教育アドバイザー及び県内の先進校からの情報提供を活用した教員等に対する研修機会の充実
 - ・進学・キャリア支援の充実を目指した小・中・高等学校連携における外国人児童生徒等のための「個別の指導計画」の活用と共有

■関連資料

- 「新かがわ多文化共生推進プラン」（令和3年3月）
- 「香川の国際化ーデータブッカー」（令和6年度版）
- 「かすたねっと」（帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト）<https://casta-net.mext.go.jp/>
- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」（平成26年1月 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）
- 「外国人児童生徒受け入れの手引」（平成31年3月改訂 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）
- 『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【第Ⅱ部各論】5 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について』（令和3年1月中央教育審議会）



■主な事業

- 教育活動支援員（日本語指導）派遣事業
- 外国人児童生徒等支援事業
- 国際交流員小学校訪問事業（県国際課）
- 通訳等ボランティア派遣（香川県国際交流協会アイパル香川）<http://www.i-pal.or.jp/tsuyaku/>



第5章

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

1 学校の安全・安心の強化

学校（園）内や登下校時における不審者による被害や不慮の事故等から児童生徒等を守るため、安全で安心な環境づくりを進めるとともに、家庭や地域、警察などの関係機関と連携した安全対策に取り組む。

また、交通事故や不審者による被害を防止するための安全意識や、地震や津波等の自然災害などに対する防災意識を高めるなど、児童生徒等が自ら安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動できる資質・能力を発達の段階に応じて育成するとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できる資質・能力を育成する。

学校内外における安全対策の推進

- ◇児童生徒等の安全を確保するため、学校安全計画において必要的記載事項とされている学校の施設整備の安全点検等、学校の安全管理を徹底するとともに、危機管理マニュアル（危機等発生時対処要領）に基づき、学校全体で安全対策に取り組む。
 - ・危険等発生時（自然災害発生を含む）、発生後に教職員がとるべき具体的内容及び手順を定めた、危機管理マニュアルの見直し
 - ・全教職員による共通理解、共通実践を図るための教職員研修の充実
 - ・不審者を想定した避難訓練の実施
 - ・家庭や地域、警察等の関係機関と連携した安全体制の整備・充実
 - ・児童会・生徒会活動等を活用した安全活動の推進
 - ・「生命（いのち）の安全教育」の推進

交通安全教育の充実

- ◇交通安全担当者等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質向上に努めるとともに、交通安全教材等の活用や家庭、地域、警察等の関係機関と連携した交通安全教育の充実を図る。
 - ・自転車乗用中等の事故防止及びマナー向上のための、家庭や地域、警察等の関係機関と連携した交通安全教室の実施
 - ・警察、道路管理者等と連携を図り、計画的・継続的な通学路安全点検の実施
 - ・登下校時の安全確保のため、家庭や地域のボランティア、関係機関等との連携を図って行う巡回指導體制の整備や強化
 - ・通学路や地域の要注意箇所や危険箇所等を示した「安全マップ」、「防災マップ」の見直しや改善及び家庭や地域、児童生徒等への周知

防災教育の充実

- ◇災害発生時において、児童生徒等一人一人が発達の段階に応じて、状況を的確に判断し、学校や社会の一員として適切に行動できるようになることをめざす。
 - ・外部の専門家と連携した地域の災害リスク等を踏まえた危機管理マニュアルの見直し及び避難訓練の実施
 - ・地域の自主防災組織や消防署等の関係機関と連携した実効性のある避難訓練の実施
 - ・自然災害発生等、様々な状況を想定した訓練の実施や、南海トラフ地震の発生を想定した防災教育の充実（防災の手引の活用）

■関連資料

○ 学校保健安全法について（平成21年4月1日施行）

第3章 学校安全

- 第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務
- 第27条 学校安全計画の策定等
- 第28条 学校環境の安全の確保
- 第29条 危機等発生時対処要領の作成等
- 第30条 地域との関係機関等との連携

学校安全計画への必要記載事項3項目

- ① 学校の施設及び設備の安全点検
 - ② 児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導
 - ③ 教職員に対する研修
- ※この3項目については必ず記載すること

○『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育における学校安全の意義について（平成31年3月 文部科学省）

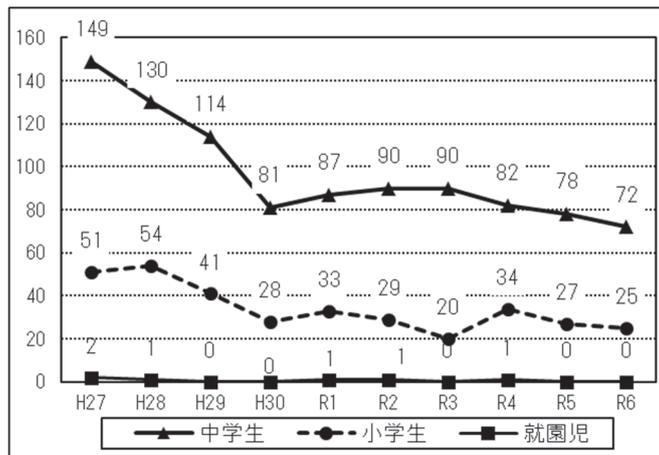
- 学校においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するだけでなく、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てることが重要である。
- 全ての学校では、以下の目標に向かって、刻々と変化する自然状況や社会状況に対応し、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達の段階や学校段階、地域特性に応じた取組を継続的に着実に推進する必要がある。
 - ① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
 - ② 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とするとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

○交通事故発生件数（交通事故発生件数については各年1月から12月までの件数）

【交通事故発生件数】

	令和4年	令和5年	令和6年
就園児	3	5	6
小学生	54	52	50
中学生	86	83	76
高校生	146	139	137
合計	289	279	269

【自転車乗用中の交通事故件数（校種別）】



※「香川県警察本部交通企画課提供資料」から

○ 文部科学省の学校安全に関する資料

資料名・URL	作成年月
・「学校における安全点検要領」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html	令和6年3月
・「学校事故対応に関する指針【改訂版】」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html	令和6年3月改訂
・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm	令和3年5月 (追補版)令和6年4月
・「第3次学校安全の推進に関する計画について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm	令和4年3月
・「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm	令和3年6月
・「小学校新1年生向けリーフレット『クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん』」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu05_r03.pdf	令和3年4月改訂
・『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf	平成31年3月
・「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf	平成30年2月
・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf	平成24年3月
・「学校における転落事故防止のために」 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu02.pdf	平成20年8月

2 教員の資質能力の向上

「令和の日本型学校教育」を担う教師の研修の在り方として、新たな教師の学びの姿の実現が求められている。校内外の研修を充実させ、各学校において組織的に教員の資質向上に取り組むとともに、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励等を通して自己研修意欲の喚起を図る。

自己研修意欲の喚起

- ◇キャリアステージに応じた自己研修課題を設定し、主体的に研修に努めようとする気風を高める。
 - ・香川県教員等人材育成方針に示す指標等に基づく教員自身の資質能力の自己点検と主体的・自律的な目標設定
 - ・研修受講奨励の面談を活用した自己の研修課題や必要な研修の明確化
 - ・校内研修課題と自己研修課題を結び付けた自己研修の推進と振り返り
 - ・主体的な学びを生む校内研修の充実や校外研修への積極的な参加
 - ・オンライン研修教材等の活用（全国教員研修プラットフォーム（Plant）の活用を含む）

校内研修の活性化と校外研修の活用

- ◇具体的な校内研修のテーマを設定するとともに、各学校の課題に応じた協働的な学びを組織全体で行い、その成果を教職員間で共有することにより効果的な学校教育活動に繋げるよう、校内研修の活性化を図る。
 - ・学校的最優先課題を校内研修の具体的テーマとして設定
 - ・授業研究や事例研修等、日常的な校内研修の充実
 - ・テーマに沿った外部講師の招聘による校内研修の充実
 - ・校外研修受講者の職員会議等での報告や研修成果の普及、還元

OJTの充実

- ◇OJT（仕事を通じた職能開発）によって教員等一人一人の資質向上が図れるよう、組織体制を整える。
 - ・熟練教員、中堅教員と若手教員の組合せや、複数教員でのチームとしての教育実践や授業研究の推進

ICT活用指導力の向上

- ◇1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を目指し、ICTの基本的機能や操作方法、効果的な活用等に関する体験的研修を行い、教員一人一人のICT活用指導力の向上を図る。
 - ・基本研修、職務研修において、ICT活用指導力向上や教育・情報データの利活用に係る研修を実施（特にICT活用指導力向上に係る研修は、すべてのキャリアステージの基本研修に設定）
 - ・専門研修、教職大学院連携研修において、授業等におけるICT活用のための基本的な講座を設定
 - ・学校等に出向いて行う「研修サポート」による学校支援と事例収集
 - ・来所等により行う「研究相談」による学校支援と事例収集
 - ・Webサイト、研究発表会での情報提供

キャリアステージと県教育センターにおける教職員研修

教職員研修については、「香川県教員等人材育成方針」(R5. 1. 16)に基づき、教員等一人一人がキャリアステージに応じて、より高度な資質の向上を図るために、研修のより一層の体系化、効率化を目指す必要がある。教育センターの研修は、教員等自らの学び続ける意欲を喚起する手掛りとなることを目指している。

※ 教員等の育成指標は、『令和7年度 研究・研修一覧』または、香川県教育センターのWebサイトに掲載しています。

キャリアステージ		基礎期		発展期		深化期	
		指導教諭・主幹教諭・管理職候補者					
目安となる経過年数		1年目～6年目		7年目～20年目		21年目～	
指標の観点	素養・資質	使命感・責任感 コミュニケーション 自己研鑽		ミドルリーダーとしての推進力		熟練教諭としての助言と指導	
	知識・技能	子ども理解 学習指導又は保護教育又は食に関する指導 生徒指導		向上		向上	
	連携・協働	学校づくり 参画・運営 危機管理		向上		向上	
	特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ICTや情報・教育データの活用	教員としての基礎固め		向上		向上	
研修							
基本研修		<p>【初任者研修】 職務遂行に必要な実践的指導力や使命感の育成とともに、チーム学校の一員としての意識の涵養を目指す。</p> <p>【教職1年経験者研修】 日常的な教育活動を通して、主体的な研修態度を育成し、学習指導をはじめとする実践力の一層の向上を目指す。</p>		<p>【中堅教諭等資質向上研修Ⅰ】 学習指導、生徒指導、学級経営の実践力の向上とともに、マネジメント力の育成を目指す。</p> <p>【中堅教諭等資質向上研修Ⅱ】 自己の教育実践を様々な角度から振り返るとともに、カリキュラムマネジメントの視点からのミドルリーダー育成を目指す。</p>		<p>【教職20年経験者研修】 学校運営を推進するための経営的視野に立つ識見の獲得と指導力の向上を目指す。</p>	
職務研修		<p>新任講師・養護助教諭・学校栄養職員研修会</p> <p>新任現職教育主任研修会 新任生徒指導主事研修会 新任教育相談担当研修会</p> <p>小・中学校教育指導研修会</p>		<p>新任主幹教諭研修会 新任指導教諭研修会</p> <p>新任教務主任研修会</p>		<p>新任校長研修会</p> <p>新任副校長研修会 新任教頭研修会</p>	
専門研修		<p>新任特別支援教育担当教員研修会、新任保健主事研修会、新任司書教諭研修会、新任特別支援教育コーディネーター研修会</p> <p>栄養教諭・学校栄養職員研修会、学校事務職員各種研修会</p>					
専門研修		<p>【学習指導】学力調査結果の課題対応、各種授業づくり、外国語教育推進、道徳教育推進 など</p> <p>【生徒指導・教育相談】いじめ・ネットトラブル対応、教育相談事例対応、教育相談体制づくり など</p> <p>【情報教育】ソフトウェア活用、ICT端末・学習支援ツールの効果的な活用、プログラミング教育 など</p> <p>【特別支援教育】障害種別対応研修 など</p> <p>【学校経営】学校組織マネジメント、防災教育 など</p> <p>【その他の教育課題】環境教育、学校保健、学校給食危機管理及び食育推進 など</p>					
教職大学院連携研修		香川大学教職大学院の科目及び授業の一部との連携により、教員としての専門性の向上を図るために行う研修					
研修サポート		学校等からの要請により、県教育センターの指導主事等が研修会場に向かい行う、学習指導や学校課題等の研修支援					
オンライン研修		校内研修、自己研修等において、オンライン研修教材を活用することによる教職員個々の資質・能力の向上を図る研修					

3 地域とともにある学校づくりの推進

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が高まっている。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体として取り組み、社会総がかりで地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立する、地域とともにある学校づくりを推進する。

学校運営協議会 における目標等の 共有

- ◇熟議・協働・マネジメントの3つの視点を重視し、情報及び課題、目標、ビジョン、成功体験を共有する。
 - ・関係者が当事者意識をもって「熟議（熟慮と議論）」を重ねること
 - ・学校と地域の人々が「協働」して活動すること
 - ・学校が組織として力を発揮するために「マネジメント」すること

地域学校協働活動 の推進

- ◇地域学校協働本部が地域と学校をつなぐコーディネート機能を発揮し、多様で継続的な活動を進めることができるようにする。
 - 例) ・「支援」から「連携・協働」へ、「個別」から「総合化・ネットワーク化」へ発展
 - ・子どもたちの成長にとって何が重要であるかを地域で共有
 - ・地域住民への理解の促進、意識啓発等
 - ・学校内での受け入れ体制の構築
 - ・教職員への研修

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みである。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

○学校運営協議会の3つの機能（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5）

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

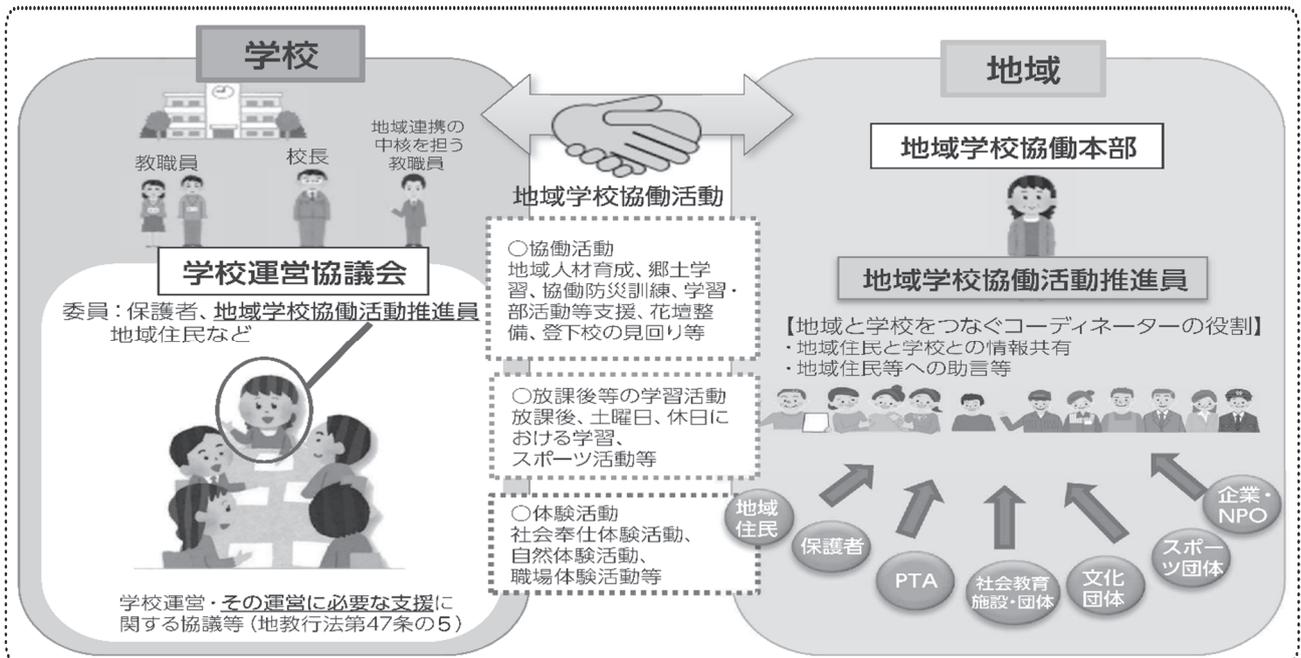
地域学校協働活動について

◇地域学校協働活動とは、幅広い地域住民（地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等）の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。

- ・教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講ずるものとする。
(社会教育法 第5条第2項)
- ・地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする。
(同 第9条の7)

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進について

◇学校運営協議会では、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議します。多くの関係者間でビジョンや目標を共有し、ゆるやかなネットワークを築き、幅広い地域住民が参画することにより、活動を活性化するなど、学校運営協議会と地域学校協働本部の双方が両輪として相乗効果を発揮していくことが期待されます。



※地域と学校との橋渡しとなる地域学校協働活動推進委員が学校運営協議会に参画することが重要です。

<コミュニティ・スクールに関する法律の改正について>

◇平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、教育委員会が所管する学校ごとに、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実等を内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されています。

●主な改正ポイント

- 公立の全学校種において学校運営協議会の設置が努力義務に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能に
- 複数校で一つの協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に

■関連資料

- 地域学校協働活動 事例集 平成29年度 H30.4月 文部科学省
- 地域学校協働活動 地域と学校でつくる学びの未来 H30.3月 文部科学省
- コミュニティ・スクール2018 H30.8月 文部科学省
- コミュニティ・スクールのつくり方 R2.10月 文部科学省
- 「つなGo!学校・家庭・地域」
～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～ R2.12月 香川県教育委員会



◇ 指導資料一覧

◆ 教育課程及び学習指導

1	小学校学習指導要領、同解説	文部科学省	平成29年
2	中学学習指導要領、同解説	文部科学省	平成29年
3	「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）	文部科学省	令和3年
4	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）	中央教育審議会	平成28年
5	学校評価ガイドライン〔改訂〕	文部科学省	平成28年
6	「特別の教科 道徳」の指導方法・評価について（報告）	文部科学省	平成28年
7	小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック	文部科学省	平成29年
8	常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）について	文化庁	平成28年
9	全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業アイディア例	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成21～令和6年
10	全国学力・学習状況調査報告書	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成19～令和6年
11	「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校）（中学校）	国立教育政策研究所教育課程研究センター	令和2年
12	学習評価の在り方ハンドブック	国立教育政策研究所教育課程研究センター	令和元年
13	みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成30年
14	学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）	国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成28年
15	中学校・高等学校特別活動資料	国立教育政策研究所教育課程研究センター	令和5年
16	授業風景が見える小学校英語指導 文字指導を効果的に導入するために	香川県教育委員会・直島町教育委員会	平成29年
17	さぬきの授業 基礎・基本 ～子どもに学びのときめきを～ 改訂版	香川県教育委員会	平成29年
18	「さぬきの授業 基礎・基本」実践事例集	香川県教育委員会	平成26～31年
19	これからの「さぬきの教員」に求められる授業づくりの三訓と2つの柱 リーフレット	香川県教育委員会	令和3年

◆ 生徒指導

1	生徒指導全般に係る通知 ・令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について	文部科学省／香川県教育委員会	令和6年
2	暴力行為関連の主な通知 ・問題行動を起こす児童生徒に対する指導について	文部科学省	平成19年
3	いじめ関連の主な通知等 ・香川県いじめ防止基本方針 ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について ・いじめ重大事態に関する国への報告について ・いじめ調査アドバイザーの運用開始について ・いじめ防止等のための基本的な方針 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	香川県 文部科学省 文部科学省 文部科学省・こども家庭庁 文部科学省 文部科学省	平成29年 令和5年 令和5年 令和5年 平成29年 令和6年
4	自殺予防関連の主な通知等 ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について ・自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行について ・生徒指導・進路指導の改善等について ・児童生徒の自殺予防に係る取組について	文部科学省 文部科学省他 文部科学省 文部科学省	平成26年 平成28年 平成28年 令和6年
5	不登校関連の主な通知 ・義務教育の段階における普通教育に担当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について ・義務教育の段階における普通教育に担当する教育の機会の確保等に関する基本指針 ・不登校児童生徒への支援の在り方について ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「KOKOLOプラン」について ・不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	平成28年 平成29年 令和元年 令和5年 令和4年
6	児童虐待関連の主な通知 ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について ・児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について ・学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について ・「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について ・「宗教の信仰等に関する児童虐待等へのQ&A」について	文部科学省 文部科学省他 文部科学省他 文部科学省他 文部科学省 文部科学省 文部科学省	平成30年 平成31年 平成31年 平成31年 令和元年 令和4年
7	国の資料 ・生徒指導提要 ・生徒指導リーフ、生徒指導支援資料 ・いじめ対策に係る事例集	文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 文部科学省	令和4年 平成24・21～ 平成30年

・教師が知っておきたい子どもの自殺予防	文部科学省	平成21年
・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き	文部科学省	平成22年
・子供に伝えたい自殺予防一学校における自殺予防教育導入の手引一	文部科学省	平成26年
・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（改訂版）	文部科学省	令和2年
8 県の資料		
・教職員向け児童虐待対応の手引き「虐待から子どもを守る！」	香川県教育委員会	令和元年
・小学校問題行動等防止プログラム～実態把握にはじまる生徒指導体制と教育活動の充実をめざして～	香川県教育委員会	平成23年
・子どもは待っています 先生のあたたかい手を ～暴力行為を起こす児童生徒の立ち直りに向けた望ましい支援～	香川県教育委員会	平成24年
・少年健全育成のための連携の手引き「HAND IN HAND 2024」	児童生徒健全育成等連絡協議会 香川県・香川県教育委員会・香川県警察本部・香川大学	令和6年
・かがやく笑顔をとれどもどすために ～いじめ問題への対応の在り方～	香川県教育委員会	平成25年
・スクールカウンセラー活用ナビ	香川県教育委員会	平成24年
・ありのままの自分でいられる学級を どの子にも ～不登校対応 今、大切にしたい「3つのアプローチ」～	香川県教育委員会	平成27年
・スマートフォン等の利用に関する調査について	香川県教育委員会	令和4年
・児童生徒の夢と笑顔を引き出すために ～自己有用感を高める3つの視点～	香川県教育委員会	平成30年
・SC活用ナビ〔チーム学校編〕	香川県教育委員会	平成31年
・Let's Team Support～さぬきっ子の社会的な自立をチームで支えよう	香川県教育委員会	令和6年
◆ キャリア教育		
1 小学校キャリア教育の手引き（改訂版）	文部科学省	令和4年
2 中学校・高等学校キャリア教育の手引き	文部科学省	令和5年
3 キャリア教育・進路指導に関する総合的実態調査ーキャリア教育が促す「学習意欲」ー	国立教育政策研究所生徒指導研究センター	平成26年
4 「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター	平成28年
5 「キャリア・パスポート 特別編1～10」	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター	平成30～令和4年
6 「さぬきっ子キャリア・パスポート」	香川県教育委員会	令和2年
◆ 国際理解教育		
1 外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版	文部科学省	平成31年
2 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）	文部科学省	平成26年
3 「かすたねっと」〔帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト〕	文部科学省	平成23年～
4 帰国・外国人児童生徒日本語指導資料 「学校へ行こう！1・2」 「スペイン語」「タガログ語」「ポルトガル語」「中国語」	香川県教育委員会	平成21・22年
5 「新かがわ多文化共生推進プラン」	香川県総務部国際課	令和3年
6 「香川の国際化ーデータブックー」	香川県総務部国際課	令和6年
◆ 情報教育		
1 教育の情報化に関する手引-追補版-	文部科学省	令和2年
2 情報活用能力育成のためのアイデア集	文部科学省	令和5年
3 児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック	文部科学省	令和4年
4 GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト	文部科学省	令和6年
5 初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）	文部科学省	令和6年
6 香川県学校教育情報化推進計画	香川県教育委員会	令和5年
7 ICTを活用した教育の推進に向けた4つのポイント（リーフレット）	香川県教育委員会	令和6年
◆ 環境教育		
1 環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕	※国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成26年
2 環境教育指導資料〔中学校編〕	※国立教育政策研究所教育課程研究センター	平成28年
3 香川県環境学習教材「さぬきっ子 環境スタディ」	香川県	平成25～30年
◆ ふるさと教育		
1 ふるさと香川 みどり・うるおい・にぎわい〔小学校〕	香川県教育委員会	平成17年
2 ふるさと香川 みどり・うるおい・にぎわい〔中学校〕	香川県教育委員会	平成17年
3 香川の魅力再発見 ええけんかがわ	※香川県	平成30年
4 学校と地域でつくる学びの未来	文部科学省	令和元年
5 地域学校協働活動	文部科学省	平成30年
◆ 道徳教育		
1 「私たちの道徳」	文部科学省	平成29(30)年
2 「私たちの道徳」活用のための指導資料 小学校編・中学校編	文部科学省	平成26年
3 道徳科の授業づくりと評価（リーフレット）	香川県教育委員会	平成31年
4 豊かな心を育てる教材「新ふるさと心」	香川県教育委員会	令和元年

◆ 学校体育

1	学校体育実技指導資料 第1集 剣道指導の手引	文部科学省	平成22年
2	学校体育実技指導資料 第2集 柔道指導の手引(三訂版)	文部科学省	平成25年
3	学校体育実技指導資料 第4集「水泳指導の手引き」(三訂版)	文部科学省	平成26年
4	学校体育実技指導資料 第7集 改訂版「体づくり運動」	※文部科学省	平成24年
5	学校体育実技指導資料 第8集「ゲーム及びボール運動」DVD	※文部科学省	平成22年
6	学校体育実技指導資料 第9集 改訂版「表現運動系及びダンス」	文部科学省	平成25年
7	学校体育実技指導資料 第10集 器械運動指導の手引	文部科学省	平成27年
8	幼児期運動指針(ガイドブック)	文部科学省	平成24年
9	小学校体育(運動領域)「まるわかりハンドブック」低・中・高	文部科学省	平成23年
10	小学校体育(運動領域)指導の手引	※スポーツ庁	令和4年
11	デジタル教材(低学年用)	文部科学省	平成26年
12	デジタル教材(中学年用)	文部科学省	平成25年
13	デジタル教材(高学年用)	文部科学省	平成24年
14	リズム系ダンス指導のための映像参考資料	文部科学省	平成26年
15	学校における体育活動中の事故防止のための映像資料	文部科学省	平成26年
16	新学習指導要領に基づく中学校・高等学校向け「体づくり運動」「体育理論」リーフレット	文部科学省	平成23年
17	新学習指導要領に基づく中学校向け「ダンス」リーフレット	文部科学省	平成23年
18	児童生徒の1人1台のICT端末を活用した体育・保健体育授業の事例集	※スポーツ庁	令和4年
19	改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	文部科学省	平成31年
20	改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	文部科学省	令和2年

◆ 学校保健

1	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》	日本学校保健会	令和2年
2	児童生徒等の健康診断マニュアルー平成27年度改訂ー	日本学校保健会	平成27年
3	就学時の健康診断マニュアル 平成29年度改訂	日本学校保健会	平成30年
4	現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～	文部科学省	平成29年
5	教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応	文部科学省	平成21年
6	教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引ー令和3年度改訂ー	文部科学省	令和4年
7	子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー	文部科学省	平成22年
8	平成24年度非常災害時の子どもの心のケアに関する調査報告書	※文部科学省	平成25年
9	学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー	文部科学省	平成26年
10	子供たちを児童虐待から守るためにー養護教諭のための児童虐待対応マニュアルー	日本学校保健会	平成26年
11	かがわメンタルヘルスネットー養護教諭が行う健康相談補助資料ー	香川県教育委員会・香川県学校保健会	平成22年
12	学校において予防すべき感染症の解説<令和5年度改訂>	日本学校保健会	令和6年
13	学校における結核対策マニュアル	文部科学省	平成24年
14	学校における麻しん対策ガイドライン 第二版	※国立感染症研究所感染症情報センター	平成30年
15	学校における薬品管理マニュアルー令和4年度改訂【追補版】ー	日本学校保健会	令和6年
16	学校における水泳プールの保健衛生管理 平成28年度改訂	日本学校保健会	平成29年
17	学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践	日本学校保健会	平成30年
18	「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂	日本学校保健会	令和2年
19	改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引	文部科学省	平成31年
20	改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引	文部科学省	令和2年
21	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料ー令和元年度改訂ー<小学校編>	※日本学校保健会	令和2年
22	喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料ー令和2年度改訂ー<小学校編>	※日本学校保健会	令和3年
23	薬物乱用防止教室マニュアルー令和5年度改訂ー	日本学校保健会	令和6年
24	自信をもって取り組める医薬品の教育 小・中・高等学校での実践事例集	※日本学校保健会	平成31年
25	保健室経営計画作成の手引 平成26年度改訂	日本学校保健会	平成27年
26	保健主事のための実務ハンドブックー令和2年度改訂ー	日本学校保健会	令和3年
27	学校保健の課題とその対応ー令和2年度改訂ー	※日本学校保健会	令和3年
28	保健主事のためのマネジメント事例集ー保健主事実践事例集ー	※日本学校保健会	平成24年
29	健康的な学習環境を維持管理するためにー学校における化学物質による健康障害に関する参考資料ー	※文部科学省	平成24年
30	学校検尿のすべて 令和2年度改訂	日本学校保健会	令和3年
31	学校心臓検診の実際 令和2年度改訂	日本学校保健会	令和3年
32	保健室利用状況に関する調査報告書(令和4年度調査結果)	日本学校保健会	令和6年

◆ 学校安全

1	「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成31年
2	学校における安全点検要領	※文部科学省	令和6年
3	学校事故対応に関する指針	※文部科学省	令和6年
4	学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き	※文部科学省	令和6年
5	第3次学校安全の推進に関する計画	※文部科学省	令和4年

6	「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成31年
7	指導参考資料集『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の展開』	※文部科学省	令和4年
8	学校防災のための参考資料 「生きる力」を育む防災教育の展開	文部科学省	平成25年
9	学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き	文部科学省	平成24年
10	学校の危機管理マニュアル作成の手引	文部科学省	平成30年
11	学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン	※文部科学省	令和3年
12	安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～（小学生用）	文部科学省	平成25年
13	地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集	文部科学省	平成23年
14	自転車交通安全DVD 事故…。それは突然に	J A 共済	平成25年
15	防災教育教材DVD 津波からにげる	気象庁	平成24年
16	防災教育教材DVD 津波に備える	気象庁	平成25年
17	学校の地震防災対策マニュアル（例）（暫定版）	香川県教育委員会	平成23年
18	防災の手引（改訂版）	香川県教育委員会	平成25年
19	学校の地震防災対策マニュアル作成の手引き	※香川県教育委員会	平成30年
20	学校における避難所運営マニュアル作成の手引き	※香川県・香川県教育委員会	平成30年

◆ 学校給食

1	食に関する指導の手引 ー第2次改訂版ー	文部科学省	平成31年
2	栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～	文部科学省	平成29年
3	中学生用食育教材「食」の探究と社会への広がり	文部科学省	令和3年
4	小学校用食育教材「たのしい食事つながる食育」	文部科学省	平成28年
5	学校給食調理場における手洗いマニュアル	文部科学省	平成20年
6	調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I	文部科学省	平成21年
7	調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II	文部科学省	平成22年
8	調理場における衛生管理&調理技術マニュアル	文部科学省	平成23年
9	学校給食調理従事者研修マニュアル	文部科学省	平成24年
10	学校給食施設・設備の改善事例集	文部科学省	平成25年
11	学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒防止の手引きー	※日本スポーツ振興センター	平成23年
12	学校のアレルギーマニフェストに対する取り組みガイドライン<<令和元年度改訂>>	日本学校保健会	令和2年
13	学校給食における食物アレルギー対応指針	文部科学省	平成27年
14	学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料	文部科学省	平成27年
15	学校給食における県立学校の食物アレルギー対応指針	香川県教育委員会	令和4年
16	児童生徒の食生活等実態調査のまとめ	香川県教育委員会	令和7年

◆ 人権・同和教育

1	人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕	人権教育の指導方法等に関する調査研究会議	平成20年
2	人権教育を取り巻く諸情勢について ～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～	学校教育における人権教育調査研究協力者会議	令和6年
3	人権・同和教育資料（保護者用）「子どもの笑顔とともに」	香川県教育委員会	令和4年
4	人権・同和教育指導資料（中学校編）	香川県教育委員会	平成31年
5	人権・同和教育指導資料（小学校編）	香川県教育委員会	令和2年
6	学校向け指導資料「拉致問題の解決に向けて」	香川県教育委員会	令和元年
7	人権・同和教育ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育」	香川県教育委員会	令和3年
8	人権・同和教育学習教職員リーフレット 「人権意識を学ぶ」授業から「実践行動を学ぶ」授業へ～実践行動につなぐ4つの視点～	香川県教育委員会	令和3年

◆ 特別支援教育

1	障害のある子供の教育支援の手引～教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	※文部科学省	令和3年
2	小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～	※文部科学省	令和3年
3	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン	文部科学省	平成29年
4	初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド	文部科学省	令和2年
5	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）	中央教育審議会	平成24年
6	「サポートファイル『かけはし』」のリーフレット（保護者用・教職員用）	香川県教育委員会	平成25年
7	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり 事例集Ⅰ・Ⅱ	香川県教育委員会	平成26・27年
8	「個別の指導計画」作成と活用の手引（概要版リーフレット）	香川県教育委員会	平成28年
9	「個別の指導計画」作成と活用の手引	香川県教育委員会	平成28年
10	「香川県の通級による指導」（リーフレット）	香川県教育委員会	平成28年
11	香川県の高等学校における通級による指導	香川県教育委員会	令和元年
12	香川の特別支援教育要覧	香川県教育委員会	令和6年
13	チーム学校特別支援教育力UPマニュアル	香川県教育委員会	令和6年
14	特別支援教育マスター指標連動型研修プログラム（リーフレット）	香川県教育委員会	令和7年
15	すべての教員のための特別支援教育ハンドブック	香川県教育委員会	令和7年
16	特別支援教育支援員とともに効果的な支援を行うための手引	香川県教育委員会	令和7年
17	特別支援教育コーディネーターのためのネットワークブック	各地域特別支援連携協議会	令和6年

◆ 就学前教育にかかわる指導資料一覧

1	幼稚園教育要領、同解説	文部科学省	平成29・30年
2	幼保連携型認定こども園教育・保育要領、同解説	内閣府・文部科学省・厚生労働省	平成29・30年
3	幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年改訂）	文部科学省	平成23年
4	幼児期運動指針ガイドブック	文部科学省	平成24年
5	スタートカリキュラムスタートブック	文部科学省・国立教育政策研究所・教育課程研究センター	平成27年
6	子どもの学びをつなぐ	香川県教育委員会	平成27年
7	幼児期の育ちのみちのり	香川県教育委員会	平成28年
8	園内研修の手引き～ときめく明日の保育のために～	香川県教育委員会	平成29年
9	幼児理解に基づいた評価	文部科学省	平成31年
10	香川県就学前教育振興指針	香川県・香川県教育委員会	令和2年
11	幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開	文部科学省	令和3年
12	指導と評価に生かす記録	文部科学省	令和3年
13	幼保連携型認定こども園における園児が心を寄せる環境の構成	内閣府・文部科学省・厚生労働省	令和4年
14	幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）	文部科学省	令和4年
15	幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）	文部科学省	令和4年
16	障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導	文部科学省・厚生労働省・内閣府	令和5年
17	幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？	文部科学省	令和6年

◆ 香川県教育センター関係指導資料一覧

1	研究成果報告書		
	・全国学力・学習状況調査報告書、活用ツール(平成24年度～令和6年度)	香川県教育センター	平成24～令和6年
	・香川県学習状況調査報告書、活用ツール(平成24年度～令和6年度)	香川県教育センター	平成24～令和6年
	・ICT活用ハンドブック 授業で役立つタブレットPC(平成27年度)	香川県教育センター	平成28年
	・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくり アキティブ・ラーニング / スム in かがわ(平成28年度)	香川県教育センター	平成29年
	・学びの楽しさ実感！あこがれの授業づくり ～「学びの質」を高めるアプローチ～ (リーフレット)	香川県教育センター	平成29年
	・未来の学びにつながるICTを活用した授業づくり(平成29年度)	香川県教育センター	平成30年
	・学びの質を高める授業づくり ～主体的・対話的で深い学びの視点から～ (平成30年度)	香川県教育センター	平成31年
	・1人1台端末環境での授業づくり(令和4年度)	香川県教育センター	令和5年
2	学校支援のための参考資料		
	・ゆるやかな絆と信頼で結ばれた職場づくりのために(リーフレット)	香川県教育センター	平成25年
	・達人が伝授！すぐに役立つ学級経営のコツ	香川県教育センター	平成26年
	・香川県教員等人材育成方針(指標リーフレット)	香川県教育センター	令和5年

◆ 学校・家庭・地域社会の連携にかかわる資料一覧

1	できることから始めてみよう 早ね早おき朝ごはん	※文部科学省	令和2年
2	早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～	※文部科学省	平成27年
3	親同士の学びを取り入れたワークショップ学習プログラム集 第3集	※香川県教育委員会	平成30年
4	香川県放課後子ども総合プラン事業報告書	※香川県教育委員会	平成28年～
5	子育てハンドブック「今こそ家庭教育」改訂版	香川県教育委員会	平成28年
6	子育てハンドブック「3歳児のいいところミッケ！」	香川県教育委員会	平成25年
7	さぬきの子育て10のすすめ(幼児編・小学校1～3年生編・小学校4～6年生編)	香川県教育委員会	平成28年
8	さぬきの子育て 思春期サポートブック	香川県教育委員会	平成29年
9	自分でできるよ！チャレンジシート(1・2年生版、3・4年生版、5・6年生版) 自分でできるよ！サポートブック 子どもの「自信」を育てよう(保護者版)	香川県教育委員会	平成30年
10	家庭教育状況調査結果報告書	香川県教育委員会	令和5年
11	放課後子ども総合プランリーフレット	香川県・香川県教育委員会	平成30年
12	地域で共育！事例集	※香川県教育委員会	令和元年～
13	「ネットパトロールびっぴ隊」～幼児期の家庭教育とスマホ等との付き合い方	香川県教育委員会	令和元年
14	たっぷりスキンシップ親子体幹遊び	※香川県教育委員会	令和元年
15	つなGo！学校・家庭・地域～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～	香川県教育委員会	令和2年
16	非認知スキル向上プログラム	香川県教育委員会	令和2年
17	イマドキ さぬき 思春期	香川県教育委員会	令和3年

【注意】

「※」のあるものは、各学校に配布した資料ではありません。必要がある場合は、関係機関のホームページを閲覧するか、問い合わせるなどしてください。また各学校に配布した資料の多くは、香川県教育委員会及び香川県教育センターのホームページから閲覧できます。香川県教育センターホームページ上のオンライン研修サイトで検索できるものもあります。ご活用ください。